

## 第4章 特別史跡の価値と構成要素

### 第1節 特別史跡の本質的価値

第2章多賀城市の概要及び第3章多賀城跡の概要で記した多賀城跡の特徴から、特別史跡の本質的価値を「律令国家の東北統治の拠点」とし、以下の4点に整理する。

#### I 陸奥国府兼鎮守府として蝦夷政策を進める最重要拠点として機能した城柵であること

- ◆律令国家北端の陸奥国に位置する、外郭区画施設で囲まれた城柵
- ◆主要な建物の柱は礎石式、屋根は総瓦葺きであり、格式高い城柵
- ◆蝦夷政策・戦争の最大拠点であり、古代国家周縁部の形成と様相を物語る城柵
- ◆並び置かれた国府としての地形と遺構・遺物が、豊かな自然環境とともに良好に遺存

#### II 北端の国特有の経営を行う国府であること

- ◆多賀城をモデルとした城柵の設置による北方への版図拡大を統括
- ◆陸奥国南部を財政基盤とした国府運営
- ◆坂東諸国からの人的・物的支援を前提とした征夷実施

#### III 政治・経済・文化・交流の中心として発展した国府であること

- ◆蝦夷との戦争終了後、北方社会にのぞむ国府として発展
- ◆平安京や大宰府と類似する、方格地割に基づくまち並みが形成
- ◆東日本最大級の多種多様な出土遺物
- ◆創建以来の陸奥南部からの物資集積、都からの搬入品と文化の伝播、蝦夷・北方との交流を背景とした飛躍的な発展

#### IV 文献史学・考古学など諸分野の成果より、豊かな歴史像を描ける遺跡であること

- ◆六国史などの文献や多賀城碑の記録を裏付けた考古学的な変遷
- ◆文献では明らかにできない規模や構造。機能等が発掘調査で補完・解明された遺跡
- ◆良好に遺存する地形や堆積物の分析により、古代の地形・環境が復元

### 第2節 特別史跡の構成要素

#### 1 構成要素の分類

特別史跡多賀城跡附寺跡を構成する要素を、「I 本質的価値を構成する要素」、「II 歴史的重層性を示す要素」、「III 社会的価値を構成する要素」の3つ、指定地周辺については「特別史跡の歴史的価値を補完する要素」と「社会的価値を構成する要素」の2つにそれぞれ大別した(表11)。

##### (1) 本質的価値を構成する要素

遺跡がその存する土地と一体となって有する歴史上又は学術上の価値は変化することなく次世代に継承する不変的なものである。多賀城跡及び付属寺院としての要素と、多賀城跡関連遺跡としての要素に区分し、それぞれ自然(地形)、遺構・遺物(古代の遺構・遺物、多賀城跡南面地区・館前遺跡・山王遺跡千刈田地区・柏木遺跡)、歴史遺産(多賀城碑)に細分する。

## (2) 歴史的重層性を示す要素

地域の歴史遺産として次世代に継承する。多賀城創建以前の遺構・遺物と多賀城廃絶後に形成された歴史遺産等に区分し、前者では遺構・遺物(縄文時代の遺構・遺物、古墳時代の遺構・遺物)、後者では遺構・遺物(近世の遺構・遺物、中世の遺構・遺物)、歴史遺産(中世の石造物等、近世の石造物・建造物等、近現代の石造物・建造物等)に細分する。なお、歴史遺産については、近世の建造物の老朽化による改修、保全を目的とした改修等により変化する場合がある。

## (3) 社会的価値を構成する要素

時代とともに変化する可変的なものである。特別史跡の保存管理・活用に関する要素と、地域住民の生活に資する要素に区分し、前者では復元施設(復元整備施設)、保存活用施設(案内板・説明板、園路及び管理用通路、便益施設、生垣・植栽、ガイダンス施設・管理事務所)、後者では現代的な要素(生活要素、公共公益施設)に細分する。

なお、復元施設や一部の保存活用施設については、調査研究の成果と連動するものであり、将来的な見直しや検証が生じる可能性があることから、可変的なものとしている。

## (4) 特別史跡指定地周辺

特別史跡の歴史的価値を補完する要素(不変的なもの)と、社会的価値を構成する要素(可変的なもの)に大別し、前者を特別史跡周辺の古代遺跡(古代のまち並みに関連する以降・遺物)、特別史跡と関連性のある地名・地区(名勝ほか歌枕の地)、後者を特別史跡と関連性のある地名・地区(名勝ほか歌枕の地)、特別史跡の利活用に資するもの(公共公益施設)に細分する。

表11 構成要素分類

特別史跡指定地内	I 本質的価値を構成する要素	変化することなく次世代に継承するもの	不変的なもの	【多賀城及びその付属寺院としての要素】	
				自然	◆地形 ・起伏のある沢状地形 ・政庁及び官衙域が所在する丘陵緩斜面 ・付属寺院が立地する丘陵地
				遺構 遺物	◆古代の遺構・遺物 ・政庁及び官衙を構成する建物群や築地塀等 ・廃寺加藍等 ・木簡及び漆紙文書などの文字資料 ・官衙や寺院であることを象徴する瓦や陶硯、泥塔 ・儀式の用いられた土器 ・初期貿易陶磁……等
				歴史 遺産	◆古代の石造物 多賀城碑
				【多賀城関連遺跡としての要素】	
				遺構 遺物	◆多賀城跡南前面地区・館前遺跡・山王遺跡千刈田地区・柏木遺跡 ・まちなみの存在を初めて示唆した多賀城跡南前面 ・国守館跡としての山王遺跡千刈田地区 ・国司館跡としての館前遺跡 ・官営製鉄跡としての柏木遺跡
				【多賀城創建前の歴史遺産等】	
	遺構 遺物	◆縄文時代の遺構・遺物 ・前～中期の貝塚			
	遺構 遺物	◆古墳時代の遺構・遺物 ・前期の方形周溝墓や竪穴建物 ・後期の横穴墓			
	【多賀城廃絶後に形成された歴史遺産等】				
	歴史 遺産	◆中世の遺構・遺物 ・作貴地区の堀跡 ・政庁南側出土の三筋壺			
	歴史 遺産	◆中世の石造物等／『多賀城市の歴史遺産 市川村』（2022）参照 ・伏石（弘安10年（1287）の板碑 市指定文化財） ・正和元年（1312）の板碑…等			
	遺構 遺物	◆近世の遺構・遺物 ・志賀家墓地、佐藤家墓地…等			
	歴史 遺産	◆近世の石造物・建造物等／『多賀城市の歴史遺産 市川村』（2022）参照 ・つぼのいしぶみ道標 ・庚申塔、山神塔等の供養碑 ・総社宮、荒経巾神社、玉川寺等の寺社仏閣 ・板蔵 ・塩釜街道、加瀬用水…等			
歴史 遺産	◆近代の石造物・建造物等／『多賀城市の歴史遺産 市川村』（2022）参照 ・高低几号標 ・芭蕉翁礼賛碑 ・糞社宮道標 ・山神塔、馬頭観世音塔などの供養碑…等				

特別史跡指定地内	Ⅲ 社会的価値を構成する要素	時代と共に変化するもの	可変的なもの	【特別史跡の保存管理・活用に関する要素】									
				<table border="1"> <tr> <td>復元施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆復元整備施設</li> <li>・立体復元した多賀城南門及び築地塀</li> <li>・平面表示した政庁・城前・作貴・大畑・東門</li> <li>・政庁南大路などの道路遺構</li> <li>・平面表示した多賀城廃寺の伽藍配置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保存活用施設</td> <td>◆案内板・説明版</td> <td>・整備箇所に設けられた案内板及び説明版</td> </tr> <tr> <td>◆園路及び管理用通路</td> <td>・既整備地区に設置された園路（見学動線）及び管理用通路</td> </tr> <tr> <td>◆便益施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿、ベンチなどの休憩施設</li> <li>・トイレ、水飲み場</li> <li>・サイン及び説明板等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>◆生垣・植栽</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構表示のために設けられた外郭南辺築地の生垣や植栽</li> <li>・史跡保存及び緑地環境維持のための既整備地の植栽</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>◆ガイダンス・管理施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城跡管理事務所</li> <li>・多賀城跡ガイダンス施設</li> </ul> </td> </tr> </table>	復元施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆復元整備施設</li> <li>・立体復元した多賀城南門及び築地塀</li> <li>・平面表示した政庁・城前・作貴・大畑・東門</li> <li>・政庁南大路などの道路遺構</li> <li>・平面表示した多賀城廃寺の伽藍配置</li> </ul>	保存活用施設	◆案内板・説明版	・整備箇所に設けられた案内板及び説明版	◆園路及び管理用通路	・既整備地区に設置された園路（見学動線）及び管理用通路	◆便益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿、ベンチなどの休憩施設</li> <li>・トイレ、水飲み場</li> <li>・サイン及び説明板等</li> </ul>
復元施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆復元整備施設</li> <li>・立体復元した多賀城南門及び築地塀</li> <li>・平面表示した政庁・城前・作貴・大畑・東門</li> <li>・政庁南大路などの道路遺構</li> <li>・平面表示した多賀城廃寺の伽藍配置</li> </ul>												
保存活用施設	◆案内板・説明版	・整備箇所に設けられた案内板及び説明版											
	◆園路及び管理用通路	・既整備地区に設置された園路（見学動線）及び管理用通路											
	◆便益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿、ベンチなどの休憩施設</li> <li>・トイレ、水飲み場</li> <li>・サイン及び説明板等</li> </ul>											
	◆生垣・植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構表示のために設けられた外郭南辺築地の生垣や植栽</li> <li>・史跡保存及び緑地環境維持のための既整備地の植栽</li> </ul>											
	◆ガイダンス・管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城跡管理事務所</li> <li>・多賀城跡ガイダンス施設</li> </ul>											
【地域住民の生活に資する要素】													
現代的な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活要素</li> <li>・住宅</li> <li>・水田、畑</li> <li>・現在行われている祭事</li> </ul>												
	◆公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、水路</li> <li>・電柱、電線</li> <li>・公共下水道</li> </ul>											

特別史跡指定地周辺	特別史跡の歴史的价值を補充する要素	地域の歴史遺産として次世代に継承	不変的なもの	【特別史跡周辺の古代遺跡】
				<table border="1"> <tr> <td>遺構遺物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆古代のまち並みに関連する遺構・遺物</li> <li>・大路及び小路</li> <li>・建物群や井戸等</li> <li>・木簡及び漆紙文書などの文字資料</li> <li>・大消費地であることを示す多種多量の遺物</li> <li>・万灯会の儀式の用いられた燈明皿</li> </ul> </td> </tr> </table>
遺構遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆古代のまち並みに関連する遺構・遺物</li> <li>・大路及び小路</li> <li>・建物群や井戸等</li> <li>・木簡及び漆紙文書などの文字資料</li> <li>・大消費地であることを示す多種多量の遺物</li> <li>・万灯会の儀式の用いられた燈明皿</li> </ul>			
				【特別史跡と関連性のある地名・地区】
				◆名勝ほか歌枕の地
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・おくのほそ道の風景地</li> <li>・浮島、野田の玉川などの歌枕</li> </ul>
	社会的価値を構成する要素	時代と共に変化するもの	可変的なもの	【特別史跡と関連性のある地名・地区】
◆名勝ほか歌枕の地				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・おくのほそ道の風景地</li> <li>・浮島、野田の玉川などの歌枕</li> </ul>
				【特別史跡の利活用に資するもの】
				◆公共公益施設
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路</li> <li>・公共下水道</li> </ul>

## 第5章 特別史跡の現状と課題

### 第1節 保存管理における現状と課題

史跡等を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくことを目的に、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していく。そのため、調査研究、地区区分と現状変更の取扱基準の設定、土地公有化、景観の維持等を実施している。

#### 1 調査研究の推進と保存

発掘調査は、史跡の特性や構造を把握し、適切な保存管理を行うための重要な事業である。多賀城跡では、宮城県多賀城跡調査研究所により、発掘調査が計画的に推進されている。調査にあたっては、「多賀城跡調査研究委員会」の指導を受けながら、5か年計画を策定し、これを継続的に実施する方式を採っている。令和7年度まで実施した調査面積は122,279㎡(累計)で、多賀城跡全体の約11%である。

確認された遺構については、発掘調査後に慎重に埋め戻され、適切に保存されている。これまでの調査成果は多岐にわたるが、主なものを挙げると以下のとおりである。

- 多賀城の全体構造の把握

- 政庁とそれを囲う外郭線及び実務官衙域等の位置及び規模の把握

- 政庁の構造および変遷の解明

- 建物配置の把握と、4時期(第Ⅰ～Ⅳ期)にわたる変遷の解明

- 外郭線の構造および変遷の解明

- 外郭区画施設(築地塀・材木塀)及び主要各門・櫓の発見とその変遷の調査研究

- 官衙地区の構造および変遷の解明

- 城内6か所の官衙地区の発見とその構造および変遷の調査研究

現状変更の際に必要なに応じて発掘調査を実施して、遺構・遺物の分布の把握に努めてきた。

これらの発掘調査成果は、『宮城県多賀城跡調査研究所年報』として毎年度その概要を公表しているほか、地区ごとの成果を集成し考察を加えた総括報告書も適宜刊行している(表11)。

さらには、多賀城跡周辺に広がる遺跡においても、多賀城市教育委員会や宮城県教育委員会が実施した宅地造成や道路建設などの諸開発に伴う発掘調査により、多賀城跡と関連する遺構・遺物が多数確認されている。特に多賀城跡南面では、方格地割による都市空間の調査が進展し、奈良・平安時代の様子が徐々に明らかになりつつある。

このように、発掘調査による実態の解明は進展しているが、令和8年(2026年)3月現在の調査範囲

は全体の11%余りである。多賀城跡においては、実務官衙や外郭線の構造などの主要施設においても、いまだ実態が明らかとなっていない部分も多く、今後も調査を推進する必要がある。未調査箇所の確認とあわせて、史跡全体の構造解明が今後の課題となっている。

また、開発に伴う発掘調査実施後に追加指定された館前遺跡、柏木遺跡・山王遺跡千刈田地区は、指定範囲が開発範囲に限られていることから、今後の周辺地域で実施する調査の進展により、再検討や再評価が必要となってくる。



写真36 研究成果等刊行物(年報・総括編)

表11 研究成果等刊行物一覧

①宮城県多賀城跡調査研究所年報

『年報 1969』(第5・6・7次調査)	昭和45年3月	『年報 1998』(第69次調査)	平成11年3月
『年報 1970』(第8・9・10・11次調査)	昭和46年3月	『年報 1999』(第70次調査)	平成12年3月
『年報 1971』(第12・13・14次調査)	昭和47年3月	『年報 2000』(第71次調査)	平成13年3月
『年報 1972』(第15・16・17・18次調査)	昭和48年3月	『年報 2001』(第72次調査、環境整備)	平成14年3月
『年報 1973』(第19・20・21・22次調査)	昭和49年3月	『年報 2002』(第73次調査)	平成15年3月
『年報 1974』(第23・24次調査)	昭和50年3月	『年報 2003』(第74・75次調査)	平成16年3月
『年報 1975』(第25・26・27次調査、東外郭線南端部)	昭和51年3月	『年報 2004』(第76次調査)	平成17年3月
『年報 1976』(第28・29次調査)	昭和52年3月	『年報 2005』(第77次調査、環境整備)	平成18年3月
『年報 1977』(第30・31次調査)	昭和53年3月	『年報 2006』(第78次調査)	平成19年3月
『年報 1978』(第32・33次調査、環境整備)	昭和54年3月	『年報 2007』(第79次調査)	平成20年3月
『年報 1979』(第34・35次調査、環境整備)	昭和55年3月	『年報 2008』(第80次調査)	平成21年3月
『年報 1980』(第36・37次調査)	昭和56年3月	『年報 2009』(第81次調査)	平成22年3月
『年報 1981』(第38・39・40次調査)	昭和57年3月	『年報 2010』(第82次調査、環境整備)	平成23年3月
『年報 1982』(第41・42次調査)	昭和58年3月	『年報 2011』(第83次調査)	平成24年3月

『年報 1983』 (第 43・44 次調査)	昭和 59 年 3 月	『年報 2012』 (第 84・85 次調査)	平成 25 年 3 月
『年報 1984』 (第 45・46・47 次調査、 環境整備)	昭和 60 年 3 月	『年報 2013』 (第 86 次調査)	平成 26 年 3 月
『年報 1985』 (第 46・48・49 次調査)	昭和 61 年 3 月	『年報 2014』 (第 87 次調査)	平成 27 年 3 月
『年報 1986』 (第 49・50・51 次調査)	昭和 62 年 3 月	『年報 2015』 (第 88・89 次調査、環境整 備)	平成 28 年 3 月
『年報 1987』 (第 50・52・53 次調査)	昭和 63 年 3 月	『年報 2016』 (第 90 次調査)	平成 29 年 3 月
『年報 1988』 (第 54・55 次調査)	平成元年 3 月	『年報 2017』 (第 91 次調査)	平成 30 年 3 月
『年報 1989』 (第 56・57 次調査)	平成 2 年 3 月	『年報 2018』 (第 92 次調査)	平成 31 年 3 月
『年報 1990』 (第 58・59 次調査)	平成 3 年 3 月	『年報 2019』 (第 93 次調査)	令和 2 年 6 月
『年報 1991』 (第 60・61 次調査)	平成 4 年 3 月	『年報 2020』 (第 94 次調査)	令和 3 年 3 月
『年報 1992』 (第 62・63 次調査)	平成 5 年 3 月	『年報 2021』 (第 95 次調査)	令和 4 年 3 月
『年報 1993』 (第 64 次調査)	平成 6 年 3 月	『年報 2022』 (第 96・97 次調査)	令和 5 年 3 月
『年報 1994』 (第 65 次調査、環境整備)	平成 7 年 3 月	『年報 2023』 (第 98・99 次調査)	令和 6 年 3 月
『年報 1995』 (第 66 次調査)	平成 8 年 3 月	『年報 2024』 (第 100 次調査)	令和 7 年 3 月
『年報 1996』 (第 67 次調査)	平成 9 年 3 月	『年報 2025』 (第 101 次調査)	令和 8 年 3 月
『年報 1997』 (第 68 次調査、 多賀城碑覆屋解体修理)	平成 10 年 3 月		

## ②研究紀要

『研究紀要Ⅰ』	昭和 49 年 3 月	『研究紀要Ⅴ』	昭和 53 年 3 月
『研究紀要Ⅱ』	昭和 50 年 3 月	『研究紀要Ⅵ』	昭和 54 年 3 月
『研究紀要Ⅲ』	昭和 51 年 3 月	『研究紀要Ⅶ』	昭和 55 年 3 月
『研究紀要Ⅳ』	昭和 52 年 3 月		

## ③総括調査報告書・資料集

『多賀城跡 政庁跡 図録編』	昭和 55 年 3 月	『多賀城漆紙文書』 宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ	昭和 54 年 3 月
『多賀城跡 政庁跡 本文編』	昭和 57 年 3 月	『多賀城跡木簡Ⅰ』 宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅱ	平成 23 年 3 月
『多賀城跡 政庁跡 補遺編』	平成 22 年 3 月	『多賀城跡木簡Ⅱ』 宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ	平成 25 年 3 月
『多賀城跡 外郭跡Ⅰ - 南門地区 -』	平成 29 年 3 月	『多賀城跡木簡Ⅲ』 宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ	平成 26 年 3 月
『多賀城跡 政庁南面地区 - 城前官衙遺構・遺物編 -』	平成 30 年 3 月	『多賀城施釉陶磁器』 宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅴ	令和 2 年 3 月
『多賀城跡 政庁南面地区Ⅱ - 城前官衙総括編 -』	平成 31 年 3 月	『特別史跡多賀城跡附寺跡 政庁南面地区整備事業報告書』	令和 7 年 3 月

『多賀城跡 政庁南面地区Ⅲ －政庁南大路・南北大路－』	令和 3 年 3 月
--------------------------------	------------

#### ④整備計画など

『特別史跡多賀城跡整備基本計画』	平成 28 年 3 月
『特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針』	令和 3 年 3 月

#### ⑤概説書など

『多賀城と古代日本』	昭和 50 年 3 月
『多賀城と古代東北』	昭和 60 年 3 月
『多賀城跡－発掘のあゆみ－』	平成 15 年 3 月
『多賀城跡－発掘のあゆみ 2010－』	平成 22 年 9 月
『多賀城跡－発掘のあゆみ 2020－』	令和 2 年 3 月
『多賀城跡調査研究所沿革史』	令和 2 年 3 月



⑥ 多賀城跡発掘調査事業の実績一覧表

計画	年度	回数	発掘調査地区	発掘面積 (㎡)	経費 (千円)	計画	年度	回数	発掘調査地区	発掘面積 (㎡)	経費 (千円)		
第1次5年計画	昭和44	5次	政庁地区南東部	1,980	9,000	第5次5年計画	平成元	56次	大畑地区北半部	1,550	29,000		
		6次	政庁地区北東部	2,079			57次	外郭東辺南半部(西沢地区)	500				
		7次	外郭南辺中央部(多賀城碑付近)	264			58次	大畑地区中央部	1,470				
	昭和45	8次	外郭南辺中央部	350	59次		大畑地区中央部東側	900	30,000				
		9次	政庁地区南西部	2,046	60次		大畑地区中央部	1,450					
		10次	外郭西辺中央部	495	61次		鴻の池地区	150					
	昭和46	11次	外郭東辺南部	660	12,000		62次	大畑地区南半部	1,100	35,000			
		12次	外郭中央地区北部	3,795			63次	大畑地区北半部	1,700				
		13次	外郭東辺東門付近	1,600			64次	大畑地区北部	3,000				
	昭和47	14次	外郭東地区北部	2,086	17,000		平成5	65次	外郭東門北部・現状変更に伴う調査	2,200		36,000	
		15次	鴻の池周辺	112		平成6	66次	大畑地区北西部	3,000				
		16次	政庁地区北半部	1,320		平成7	67次	大畑地区西部	3,000				
		17次	外郭北東隅・北西隅	1,729		平成8	68次	大畑地区西部・多賀城碑	2,650				
		18次	外郭中央部地区北部	2,937		平成9	69次	城前地区南部	2,000				
		昭和48	19次	政庁地区北西部		2,640	13,000	平成10	70次	城前地区南部	2,000		37,700
	20次		外郭南辺中央部	990	平成11	71次		城前地区南部	2,000				
	21次		外郭西地区中央部	1,485	平成12	72次		南門西側築地塀跡・南門-政庁間道路跡	1,000				
	22次		城外南方(高平遺跡)	3,465	平成13	73次		南門東側築地塀跡・南門-政庁間道路跡	1,800				
第2次5年計画	昭和49	23次	外郭東地区北部(字大畑)	3,300	17,000	第7次5年計画	平成14	74次	南門-政庁間道路跡	1,000	25,220		
		24次	外郭南東隅	2,640			平成15	75次	外郭北辺中央部	500			
	昭和50	25次	多賀城廃寺跡南大門推定地	2,310	22,000		第8次5年計画	平成16	76次	政庁東脇殿・後殿・北辺地区		1,640	24,463
		26次	多賀城廃寺跡中門前方地区	2,310				平成17	77次	政庁東楼・西脇殿・南面地区		970	
		27次	養社宮西隣市川大久保地区	660				平成18	78次	政庁地区・政庁南面地区・城前地区		2,700	
	昭和51	28次	五万崎地区	2,310	22,000	平成19		79次	政庁-外郭南門間道路・城前・鴻池地区	1,350	14,168		
		29次	五万崎地区	2,310		平成20		80次	田屋場地区・政庁南西地区	930			
	昭和52	30次	五万崎地区	1,980	22,000	第9次5年計画	平成21	81次	鴻の池地区・政庁南西地区	900	12,064		
		31次	政庁北方隣接地区	1,980			平成22	82次	外郭東辺伊保石地区	580			
	昭和53	32次	政庁北方隣接地区	1,000	22,000		平成23	83次	外郭南辺五万崎地区	960		11,447	
		33次	外郭西門地区	1,000			平成24	84次	外郭南辺五万崎地区	445			
	第3次5年計画	昭和54	34次	雀山地区南低湿地	1,300		30,000	第10次5年計画	85次	政庁地区 正殿跡		415	11,294
35次			鴻の池南地区	900	平成25	86次			外郭南辺坂下地区	350			
昭和55		36次	外郭東地域中央部作貴地区	1,800	32,000	平成26			87次	外郭南辺田屋場・坂下地区	910	9,901	
		37次	多賀城外南地方(砂押川東岸)地区	700		平成27			88次	外郭南辺立石地区	390		
昭和56		38次	作貴南端低湿地(緊急調査)	50		35,000			89次	政庁南大路・城前地区	280		
		39次	外郭東地域中央部作貴地区	2,500				平成28	90次	外郭南辺坂下地区	430		
昭和57		40次	外郭南辺築地東半中央部(立石地区・緊急)	80		32,000		平成29	91次	外郭南門田屋場地区(南北大路)	720		10,347
		41次	外郭東辺南端部(田屋場東端地区)	1,200	平成30			92次	外郭南辺五万崎地区	200			
昭和58		42次	外郭東地域中央部(作貴地区)	500	32,000	第11次5年計画		令和元	93次	外郭西辺丸山地区	300	10,688	
		43次	外郭中央地区中央部(政庁南方)	800				令和2	94次	政庁地区北方	600		
	44次	外郭中央地区中央部(政庁南方)	2,500	令和3			95次	政庁地区北方	700				
第4次5年計画	昭和59	45次	坂下地区	70	29,000	第12次5年計画	令和4	96次	政庁地区北方	280	8,898		
		46次	外郭西門地区	750			97次	外郭南辺坂下地区	150				
		47次	外郭西辺中央部	1,000			令和5	98次	外郭西辺新西久保地区	330			
	昭和60	48次	外郭南門地区	800			99次	政庁地区北方	300	8,711			
		49次	外郭北門推定地区	450			令和6	100次	外郭西辺新西久保地区			515	
	昭和61	50次	政庁南地区	900		29,000	令和7	101次	外郭西辺新西久保地区	331	8,862		
		51次	外郭北東隅東地区	500			令和8						
	昭和62	52次	大畑地区及び東辺外の地区	500		29,000	令和9						
		53次	外郭東門北東地区	1,000			令和10						
	昭和63	54次	外郭東門東地区	1,000		29,000							
55次		外郭東辺中央部(作貴地区)	500										

調査面積累計	122,279㎡
調査費用累計(千円)	1,225,130
指定地総面積	約1,070,000㎡
調査面積/総面積	約11%





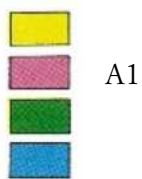
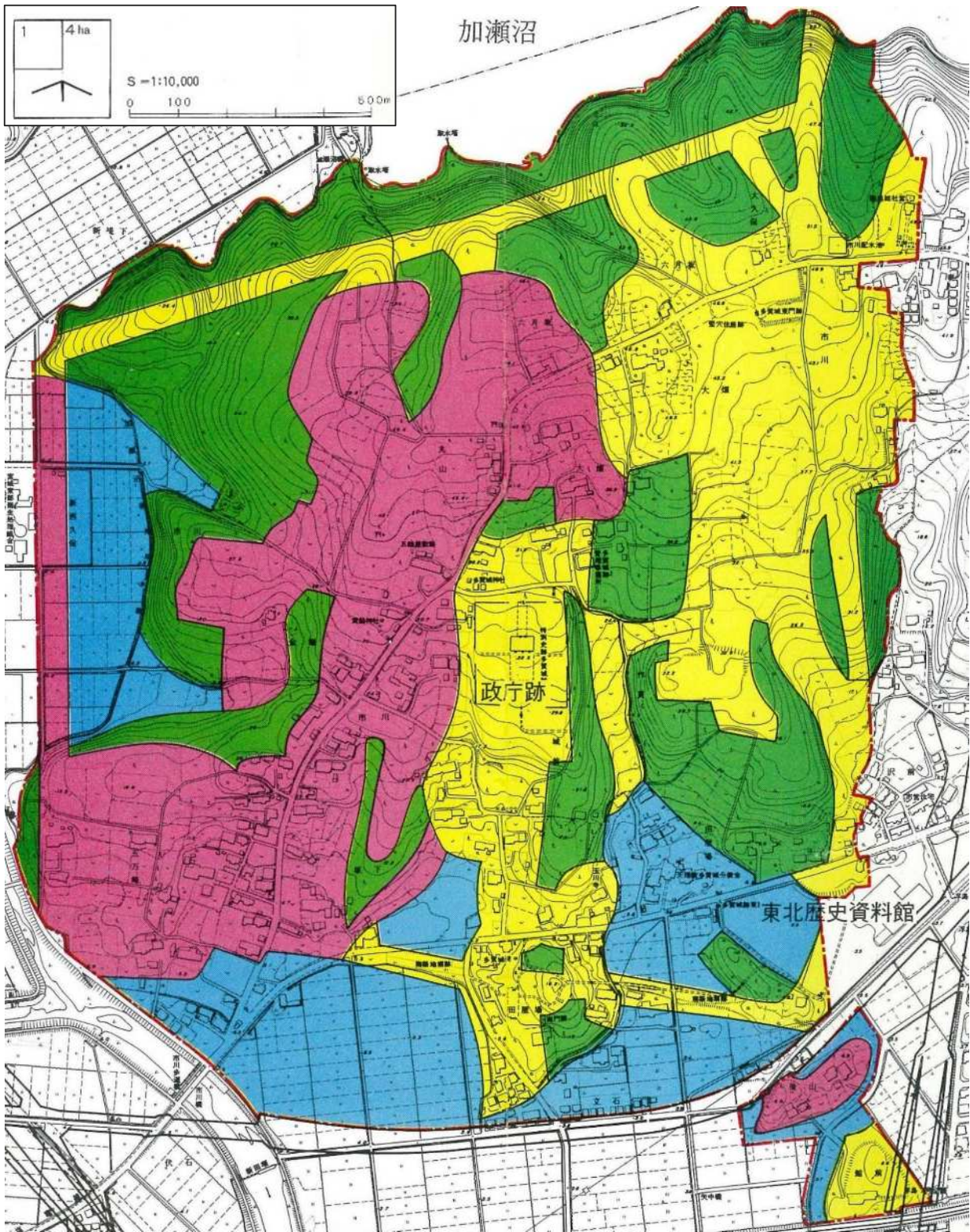
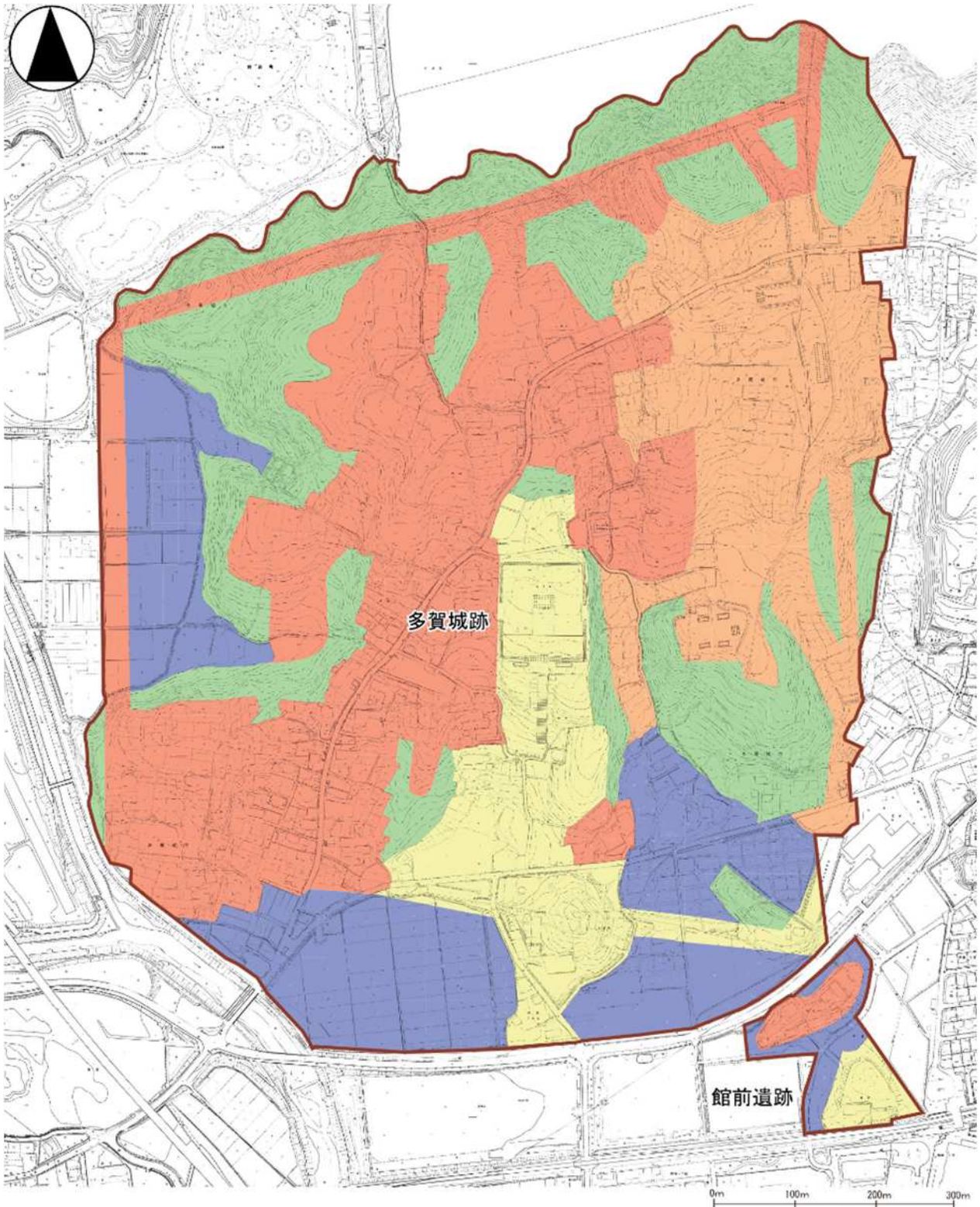
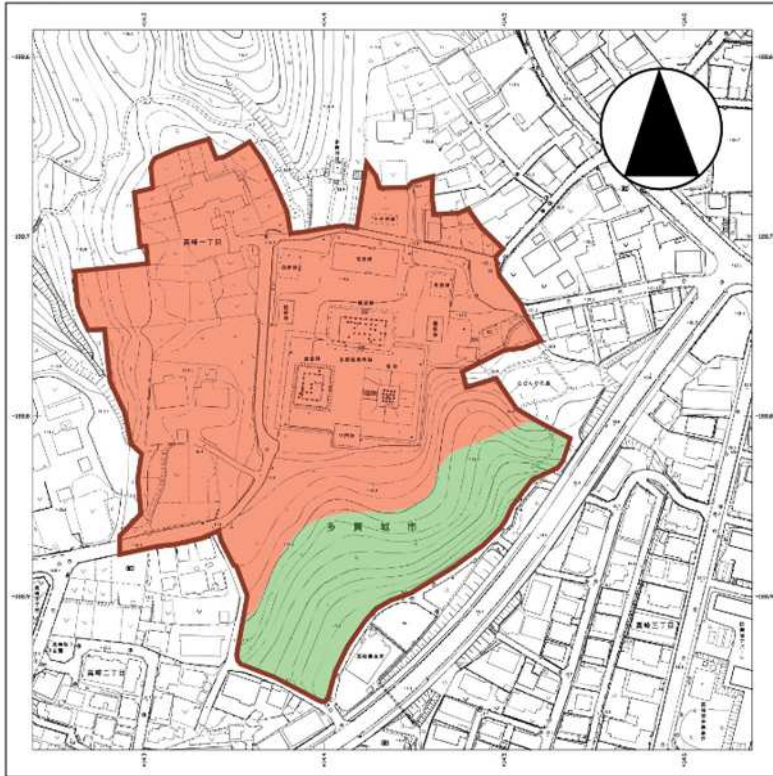


図42-2 地区区分変遷図(第2次)保存管理計画(S63.4~H23.7)



- |   |                |  |            |
|---|----------------|--|------------|
|  | S 重点遺構保存活用地区   |  | B 緑地環境保全地区 |
|  | A I 遺構等保存活用地区  |  | C 湿地環境保全地区 |
|  | A II 遺構等保存活用地区 |  |            |

多賀城麿寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



- A II 遺構等保存活用地区
- B 緑地環境保全地区

図42—3 地区区分変遷図(第3次)保存管理計画(H23. 8~R8.9)

表12 【第3次保存管理計画】地区区分の定義と保存管理の基本方針

項目	地区区分	遺跡構成要素		備 考
		多賀城に直接関連する構成要素		
遺跡		多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	① 政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区 ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目標に、積極的に公有化、整備活用を図る。		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設跡遺存地。
	A I 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② S重点遺構保存活用地区に続いて公有化、整備活用を図る。	
	A II 遺構等保存活用地区		① 市川集落を含む西部地区。 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共益を図る。	
	B 緑地環境保全地区	① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。		多賀城の立地環境を示す低丘陵地形を形成する傾斜地（傾斜度がおよそ7%以上）現在は殆どの土地が既存の林地として多賀城跡の景観要素の一つになっている。傾斜地の保全に加え、植生は不明であるが多賀城当時も林地であったことが想定されることから、既存林地も含め、遺跡構成要素として位置づける。
	C 湿地環境保全地区	① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。		低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	遺跡構成要素である附属寺院の伽藍建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。
	B 緑地環境保全地区	多賀城跡Bに同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。
	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	
	C 湿地環境保全地区	多賀城跡Cに同じ		
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成2(1990)年に追加指定されている。

表13 【第3次保存管理計画】現状変更の許可に関する取り扱い基準

項目 遺跡	地区区分	生活文化構成要素					
		多賀城廃絶後に形成された構成要素					
		宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	宗教施設	公共公益施設	一般文化財 保存樹木	発掘調査 整備活用
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	認めない。	認めない。 ビニールハウス等の 工作物設置について も認めない。	(なし)			
	A I 遺構等保存活用地区	認めない。	原則として認めない。 但し、 農産物の耕作に関わ る必要不可欠な現状 変更については、遺 構等の保存要件、歴 史的景観への配慮を 前提として認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 住民の生活環境 の改善に関わる 必要不可欠な現 状変更については、 遺構の保存要件、 歴史的景観への 配慮を前提とし、 認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のため の修理改修、 環境整備について は認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。
	A II 遺構等保存活用地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前提 とし、住民の生活環境改善 に必要不可欠な現状変更 については、以下のとおり とする。 × 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 × 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。	
	B 緑地環境保全地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前提 とし、住民の生活環境改善 に必要不可欠な現状変更 については、以下のとおり とする。 × 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 × 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。	
C 湿地環境保全地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前提 とし、住民の生活環境改善 に必要不可欠な現状変更 については、以下のとおり とする。 × 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 × 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 × 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善に ついては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。				
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区	多賀城跡Bに同じ	多賀城跡Bに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡Sに同じ	多賀城跡Sに同じ				
	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	C 湿地環境保全地区	多賀城跡Cに同じ	多賀城跡Cに同じ				
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ

表14【第3次保存管理計画】保存管理関連継続事業の基本方針

項目	地区区分	保存管理関連継続事業			
		① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
		多賀城市	宮城県	宮城県 (多賀城市)	多賀城市
遺跡	S 重点遺構保存活用地区	計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。		当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。	
	A I 遺構等保存活用地区	S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。	S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に整備活用を図る。	既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。
	A II 遺構等保存活用地区				
	B 緑地環境保全地区	遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申出があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。	必要に応じて発掘調査を行う。	必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	公有化済土地の既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素としてA遺構等保存活用地区と一体的な修景を図る。また、必要に応じ、里山体験学習等、積極的活用にも留意する。
	C 湿地環境保全地区				多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やピオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。また、木質系遺構・遺物の包み層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区				
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A A II 遺構等保存活用地区				
	C 湿地環境保全地区				
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	建物遺構表示花壇の育成等、住民参加による維持管理を継続する。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	住宅地内の史跡公園として既に機能しており、公園的維持管理を継続して行うとともに、住民参加による維持管理の拡充を図る。

表15 現状変更取扱件数一覧

年度	件数	内訳															備考		
		催事	新築	増築	改築	掲示	発掘調査	公共事業	伐採	圃場整備	整備事業	水道	下水道浄化槽	外構工事	土木工事(民間)	仮事務所		その他	
昭和35	5		4														1	その他は火薬庫新築	
昭和36	2		1														1	その他は造成	
昭和37	2		1																
昭和38	2		1								1							1	その他は造成
昭和39	2		1															1	
昭和40	0																		
昭和41	6				4		1	1											
昭和42	1		1																
昭和43	3				3														
昭和44	18		4		4		3	5			1						1		
昭和45	6		1		2		1	2											
昭和46	14		1		7		3	2										1	その他は墓地改葬
昭和47	12		2		4		3	2			1								
昭和48	14				7		3	2										2	
昭和49	9		1	1	2		2	1							2				
昭和50	13		1	4	4		1	1						2					
昭和51	20			3	3			5			2		4					3	
昭和52	14		3	2			2	5			1		1						
昭和53	9			1	1		2	4			1								
昭和54	12			5			1	5					1						
昭和55	17			5	4		1	4					1		1		1		
昭和56	13			1	3		1	5										3	
昭和57	8			3	1		2	2											
昭和58	10			2	2		2	1					1					2	
昭和59	10			2	4			2			1							1	
昭和60	8						3	3					1					1	
昭和61	12		1	1	6		2	2											
昭和62	8			1	4	1	1	1											
昭和63	21	1		1	2	2	1	7		1			5					1	
平成元	19	1		2	1		1	12			1							1	
平成2	17	3					1	6			1		1	2				3	
平成3	15	3		1	5	1	1	1					1					2	
平成4	19	2		2	1	1	1	5				7							
平成5	21	3		1	2	2		3				6	1					3	
平成6	13	3			1	1		2			3	2	1						
平成7	14	2			1	1		1				2	4			1		2	
平成8	23	5			3	1	1	2			2	2	6					1	
平成9	12	2			2	3	1				1	2						2	
平成10	19	3		1		1	1	4	1	1		2	4	1					
平成11	22	2		4	4			5	1		1	1	4						
平成12	23	2				1		10				1	7			1	1		
平成13	9	3		1		1		1					3						
平成14	13	2		1			1	7	1				1						
平成15	18	2			2	2		7	1	1			2			1			
平成16	16	2		1	1	1	1	7	1		1		1						
平成17	21	3			1	3	1	7	1				4					1	
平成18	22	2				2	1	12			1		2					2	
平成19	27	3			1	1		11			2	4	5						
平成20	21	3			1			8			1	1	1	3				3	
平成21	18	2			2	3		5			2	2						2	
平成22	28	2			1	1		16				1		3				4	
平成23	15	3				3		5					1					3	
平成24	14	4			1	2		3		1	1	1						1	
平成25	13	2				2		4				1	1	2				1	
平成26	14	2				2					2	2	3					3	
平成27	15	2			1	2		1			3	2	4						
平成28	17	2				1		3	1		1	3		3				3	
平成29	19	5			1			4	1				6	1				1	
平成30	22	4			1	1		2	3			1	1	7			1	1	
平成31(令和元年)	16	3			1			3			2	4	1				1	1	
令和2	20	1						10	1		2		1				1	4	
令和3	12				1			2			2	1					2	4	
令和4	12	3						3			3	1					1	1	
令和5	19	3					1	4				2	1					8	
令和6	23	7				1		7						2				6	
令和7	16	3				1		7										5	
	928	100	23	46	102	44	47	252	12	4	32	21	43	95	8	11	88		

### 3 土地公有化

文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とし、昭和38年(1963年)から特別史跡の土地公有化を開始している。第3次保存管理計画では、特に重要な遺構が存在し積極的に保存を図る地区として、第2次保存管理計画で設定したA1整備活用地区内に重点遺構保存活用地区(S地区)を設定し、優先的に土地の公有化を進めた。また、整備活用地区(A1・2地区)を遺構等保存活用地区(AⅠ・Ⅱ地区)に改め、AⅠ地区をS地区に次いで公有化を図る地区とした(図42)。それ以外の地区については、指定地内の住民からの申し出に応じて公有化を実施している。第3次保存管理計画が策定された平成23年(2011年)の公有化率は約53%であったが、令和8年(2026年)3月には約64%に達している。このうちS地区の公有化は完了しており、保存の観点からも適切に進展している。

指定地内の公有化が進み、特別史跡の適切な保存が図られている一方で、土地公有化や社会的な人口減少等を背景として、指定地内の住民が減少している。平成30年(2018年)の文化財保護法改正に際して、「地域社会全体で文化財を継承する」ことの必要性が示されており、指定地内住民の減少により文化財を継承する担い手不足に繋がっていくことが懸念される。

公有化の進展に伴い、維持管理の対象範囲も増加しており、管理水準の維持や継続的な環境保全への対応が課題となっている。社会情勢の変化も踏まえながら、地区の特性や管理体制、今後の調査研究・整備活用との連携を踏まえ、指定地域内住民との協議の上、特別史跡を保存するための手段として効果的な在り方の検討を進めていく必要がある。



図43 公有化の進展

表16 土地公有化一覧

保存管理計画策定以前		(第1次) 保存管理計画期間		第2次 保存管理計画期間		第3次 保存管理計画期間	
年度	公有化面積 (㎡)	年度	公有化面積 (㎡)	年度	公有化面積 (㎡)	年度	公有化面積 (㎡)
昭和38	1,022.16	昭和51	9,040.57	昭和63	10,493.72	平成23	9,210.71
昭和39	5,902.21	昭和52	8,500.57	平成元	9,403.12	平成24	5,989.24
昭和40	7,493.80	昭和53	4,932.88	平成2	12,265.45	平成25	8,222.06
昭和41	16,912.95	昭和54	10,607.70	平成3	7,606.23	平成26	14,067.05
昭和42	20,504.37	昭和55	9,624.47	平成4	10,112.32	平成27	6,270.88
昭和43	36,819.69	昭和56	11,300.34	平成5	6,731.58	平成28	2,944.02
昭和44	32,896.35	昭和57	14,396.54	平成6	10,676.82	平成29	8,388.16
昭和45	43,607.73	昭和58	11,231.29	平成7	11,519.32	平成30	6,243.00
昭和46	23,171.46	昭和59	13,180.35	平成8	5,662.95	平成31	7,270.45
昭和47	33,185.93	昭和60	12,366.32	平成9	8,078.76	令和2	5,587.33
昭和48	14,729.83	昭和61	13,616.20	平成10	7,355.57	令和3	8,758.78
昭和49	9,690.59	昭和62	13,323.90	平成11	8,614.79	令和4	10,720.28
昭和50	11,721.04			平成12	5,026.37	令和5	2,560.15
				平成13	2,899.45	令和6	10,073.38
				平成14	3,872.59	令和7	400.00
				平成15	5,539.22		
				平成16	7,121.44		
				平成17	4,306.27		
				平成18	3,782.89		
				平成19	8,140.42		
				平成20	3,466.01		
				平成21	12,789.04		
				平成22	17,800.68		
	257,658.11		132,121.13		183,265.01		106,705.49
							679,749.74

#### 4 自然環境・歴史的重層性に係る保存管理

特別史跡のうち、大正11年(1922年)に史跡指定を受けた多賀城跡と多賀城廃寺跡は、早くから地形や森林などの自然景観の保全が図られてきた。緑地環境保全地区に地区区分されている範囲を見ると、多賀城跡と多賀城廃寺跡を合わせ約30haあり、本市の森林面積の約6割を占めている。

また、多賀城跡の北側には、県立の都市公園である加瀬沼公園が隣接しており、加瀬沼を中心に約18.8haに及ぶ広大な自然公園として、豊かな緑地景観を形成している。

一方、近年の自然災害により、史跡の自然地形に影響を及ぼす事態も生じている。特に多賀城跡は丘陵部に沢が入り込んだ起伏に富む地形で、豪雨などの影響により、崖面の崩落や保護層を含む土砂等の流出などの被害が増加している。

指定地内のうち、多賀城跡では終戦後に植林されたスギ等が生い茂っている箇所があり、公有地の

面積が広いことから、維持管理が十分に行き届かず、朽ちた樹木がそのままの状態で見受けられる箇所もみられる。

これらは、景観や眺望を阻害するだけでなく、樹木の根系が地下遺構へ影響を及ぼしている箇所もみられるほか、倒木による二次災害の危険性も懸念される。

このため、指定地内に残された豊かな自然環境を保全しつつ史跡景観及び眺望の向上を図るとともに、遺構保護や地形保全、人的被害の防止に向けた対策を計画的に講じていく必要がある。



土砂流出(東門地区)



盛土亀裂(南門地区)



土砂流出(南門地区)



土砂流出(西門・五万崎地区)

写真37 被害状況写真

## 5 歴史的層性を引き継ぐ景観

地域の歴史遺産として次世代に適切な方法で継承する。多賀城創建以前の遺構・遺物と多賀城廃絶後に形成された歴史遺産等に区分し、前者では遺構・遺物(縄文時代の遺構・遺物、古墳時代の遺構・遺物)、後者では遺構・遺物(中世の遺構・遺物、近世の遺構・遺物)、歴史遺産(中世の石造物等、近世の石造物・建造物等、近現代の石造物・建造物等)に細分化される。特に廃絶後の歴史遺産である近世以降の建造物等は、現在の多賀城跡の景観形成に大きく影響しており、令和3年3月に改訂した『多賀城市歴史的風致維持向上計画(第2期)』では、「古代多賀城に見る歴史的風致」「塩竈街道に見る歴史的風致」「農村集落に見る歴史的風致」等として、本市の維持・向上すべき歴史的風致と位置付けている。

これら歴史的重層性を引き継ぐ環境は、地域の歴史遺産として次世代に適切に継承するものであるが、史跡整備の方針や歴史的な建造物等そのものの老朽化、指定地内住民の生活環境の改善等に伴い変化していくことも想定されることから、関係機関及び指定地内住民等と連携し、それぞれの価値に応じた保存管理方法が求められる。

## 6 維持管理

特別史跡多賀城附寺跡の価値は、復元された多賀城南門を含め多様な要素で構築されている。維持管理対象が増加しており、管理水準の維持、継続的な環境保全の対応が課題となっており、特別史跡の確実な保存を前提としつつ、構成要素に応じた維持管理方法が求められる。

## 第2節 活用における現状と課題

文化財としての価値を踏まえ、適切に現代社会に生かすため、文化財の研究及び公開、地域振興、観光・産業振興、まちづくり、教育等への活用を図る。

### 1 学術的な研究対象としての活用

多賀城跡をはじめとする特別史跡は、本市の歴史のみならず、日本の古代史を紐解くうえで重要な史跡である。多賀城跡を扱った研究は、古代国家の形成・形態・運営等に関する研究、城柵官衙としての構造解明に関する研究、発掘調査で出土した遺物に関する研究、蝦夷との交流・軋轢・戦争に関する研究や多賀城碑に関する研究等多岐にわたっている。近年では、多賀城創建に関する研究の発表、シンポジウムの開催など活発な研究活動が展開されている。

これら学術的な研究は、発掘調査成果とあわせて、保存管理や整備、展示・解説等の公開活用にも反映されている。また、大学や研究機関等との連携による継続的な研究活動は、多賀城跡に対する新たな知見の蓄積と価値の再発見につながっており、特別史跡の理解促進や学術的活用の推進に重要な役割を果たしている。

特別史跡のうち多賀城跡の調査は、昭和38年の開始以降60年を経過し、継続的な発掘調査により、政庁跡や外郭南門・城前官衙地区の構造解明や、外郭線の調査など進展してはいるが、広大な多賀城跡の全容解明には、長期的・継続的な調査研究が必要である。また、多賀城跡は日本古代史研究において、極めて重要な遺跡であることから、考古学や文献史学はもとより、自然史学や建築史学なども含



写真38 調査研究の進展・公開

めた多様な側面からの総合的な研究活動を継続するとともに、その成果を保存管理、整備、活用に反映していくことが求められる。

## 2 学びの場としての活用

特別史跡の本質的価値の理解促進を図るために、多賀城跡を中心に学びの場として活用している。

### (1) 整備地区及び多賀城跡ガイダンス施設の活用

特別史跡では、見学者の理解促進を図る目的で、昭和42年(1967年)の多賀城廃寺跡の整備以降、多賀城跡政庁地区や南門地区、城前地区をはじめとする各官衙域等の整備が行われている。近年では、政庁地区の整備や政庁南大路・城前地区の整備、多賀城南門及び築地堀の復元整備等が完了し、多賀城跡の歴史的景観は飛躍的に向上している。特に復元した南門は、建物の威容を見学者に実感してもらえる建築物となっている。これら整備した施設は、市民を始め多くの方に自由に見学できるよう開放している。また、政庁から南門地区にかけては説明板も充実してきており、学びの場としての活用が図られている。

多賀城跡南側の指定地内に、令和7年(2025年)4月にオープンした多賀城跡ガイダンス施設は、デジタル技術等を活用し、多賀城跡の概要や広がりを感じてもらえる施設である。多賀城跡を見学する際の導入部として、多くの見学者に利用されている。

政庁地区や城前地区、南門地区では近年整備が進み、見学者の増加と共に多賀城を知る「学び」の場として活発に利用されているのに対し、作貫地区や東門・大畑地区、六月坂地区の実務官衙域については活用される機会はやや低調である。作貫地区や東門・大畑地区、六月坂地区は、多賀城見学のメインとなる政庁地区や南門地区から距離があることに加え、整備された各官衙等への案内がわかりづらいなど来訪や周遊範囲が広がりにくいという課題がある。

多賀城廃寺跡は昭和42年(1967年)に史跡公園として整備された。住宅地の一角に位置しながら豊かな自然環境が残されており、多くの人々に親しまれている。宮城オルレ多賀城コースのルートにも設定されており、県内外からの来訪者も増加しているが、学びの場としての活用は少ない。これは、館前遺跡、柏木遺跡や山王遺跡千刈田地区においても同様な状況である。

より多くの人々に知ってもらうための効果的な情報発信や活用手法の検討と、指定地内住民の生活に配慮した各史跡を効率的に回るための周遊動線の整備等が必要となる。

### (2) 普及啓発活動

発掘調査の現地説明会や調査成果の一般公開などの普及啓発を実施し、多くの歴史ファンが参加している。特別史跡の魅力をさらに広げるためには、歴史に触れる機会が少ない人の関心を集めるために、SNSの活用などの多様な情報発信方法を検討し、新たな参加者を増やすことが必要となる。継続的に実施する事業についても、何度も参加したくなるような魅力ある内容を構築することが重要であ

る。

#### ア 現地説明会

宮城県多賀城跡調査研究所では、多賀城跡で実施している発掘調査について、毎年発掘調査現場を公開する「現地説明会」を開催している。多賀城跡で発見された遺構・遺物を目の当たりにできることから、直接多賀城跡の本質的価値に触れることのできる、貴重な機会となっている。

また、本市が実施している指定地以外の遺跡発掘調査については、必要に応じて現地を公開している。なお、多賀城跡及び周辺遺跡の発掘調査成果については、毎年宮城県考古学会が主催する「遺跡報告会」でも一般公開されている。



写真39 普及啓発の様子

#### (3) 学校教育・社会教育・生涯学習関連としての活用

多賀城南門や築地塀の復元、多賀城跡ガイダンス施設の整備などにより、従来以上に学校教育や社会教育、生涯学習等に活用される機会が増えている。特別史跡への関心の高まりを、特別史跡の理解促進に繋げていくことが重要であり、市内に限らず、国内外の関係機関との連携構築を図っていくことが課題となっている。

指定地周辺の古代遺跡や関連性のある地名などは、特別史跡を総合的に理解するうえで重要であるが、令和6年度のアンケート結果では、多賀城跡や多賀城廃寺が8～9割の認知度に達しているのに対し、名勝や歌枕の地は5割にも満たなく認知度が低いことから、特別史跡と関連する歴史遺産等の理解促進、周知啓発が課題となっている。

#### ア 歴史学習

本市の教育基本方針では、子どもたちが主体的に生き抜き、よりよい未来の創り手となるよう、「未来を生きる確かな学力育成のための授業改革」を施策の一つに挙げている。この中で、「多賀城学」と

題した項目を設け、地域の特色を生かし、児童がふるさとの歴史文化を積極的に学ぶこととしている。そのほか、多賀城跡ではこの施策と連動し、公有地化した地区で歴史的食文化体験学習が行われている。

・多賀城跡歴史的食文化体験学習(古代米)

平成28年度から、南面西地区の未整備公有地を利用して、歴史的食文化体験として古代米の栽培体験を実施している。事業開始当初は、多賀城跡の近隣にある城南小学校5年生を対象としていたが、令和6年度から、市民団体主導のもと、市内全6校の小学5年生が参加している。あらかじめ授業で多賀城跡の歴史を取り上げ、多賀城跡の重要性を学ぶとともに、「黒舂米」と書かれた荷札木簡の出土から、陸奥国内から多賀城に多くの米が運ばれていたことを理解するものである。体験では、田植え・稲刈りを行い、収穫した米は精米後、学校給食で振舞われている。

・多賀城跡歴史的食文化体験学習(蕎麦)

平成23年度から、大畑地区の未整備公有地を利用し、城南小学校6年生を対象に蕎麦の栽培体験を実践している。多賀城跡の重要性を学ぶとともに、古代の備荒作物である蕎麦の栽培を通じて、災害への備えも学ぶこととしている。体験では、種まき、穂摘みを行い、製粉した蕎麦を小分けにして児童に配布している。蕎麦の開花時には一面が白い花で覆われ、未整備公有地の景観を良好なものとしている。

イ 太宰府市中学生との交流事業

奈良の平城宮、九州の大宰府、東北の多賀城は、日本三大史跡と称される古代の特別史跡である。大宰府と多賀城は、ともに対外施策として当時の日本の辺境支配と対外政策を担った施設としての共通性もあり、平成17年(2005年)に太宰府市と本市とで友好都市協定を結び、教育・文化を中心に交流を続けている。その一環として、中学生の交流事業が行われている。平成29年度に太宰府市から「ふるさと・夢プロジェクト」の「ふるさと大使」として中学生の代表が本市を訪れたのを機に、相互交流を図っている。類似する歴史背景を持つ太宰府市と交流を深めることで、郷土に対する愛着心を育むことができ、特別史跡を深く理解することにも繋がっている。

ウ 生涯学習事業

市内の学校や企業、各種団体の依頼により、多賀城の歴史や各種体験学習などの「出前講座」を実施している。市民等が多賀城の歴史を学び、特別史跡の本質的価値を理解することに繋がっている(表17)。

表17 令和7年度出前講座件数一覧

期日	利用機関・団体	内容	参加者数 (人)
5/22	留ヶ谷自治体	多賀城跡現地解説	20
7/4	笠神東婦人部	まが玉体験	9
9/17	多賀城東小学校三学年PTA	まが玉体験	132
10/8	多賀城小学校四学年PTA	まが玉体験	218
10/31	新田となりぐみ	多賀城跡現地解説	20
11/22	西能ヶ田町内会	多賀城跡現地解説	20
合計			419



学 古代米田植えの様子



古代米稲刈りの様子



イベントでの普及啓発(多賀城碑)



イベントでの普及啓発(多賀城南門)

写真40 学校教育・社会教育・生涯学習関連の活用

## エ 多賀城市遺跡調査報告会

本市では、前年度に調査された市内遺跡の発掘成果について、平成7年度以降、定期的に一般向けの報告会を開催している。この中で、多賀城跡の調査成果についても報告し、多賀城跡についての普及啓発を行っている。

## オ 関連する博物館施設等の活動

東北歴史博物館では、東北地方の歴史や文化、伝統、民族、芸術、歴史史料や出土遺物等を基に総合的な展示研究施設である。多賀城跡と多賀城廃寺跡は、個別の展示ゾーンにより、出土品や映像等

による展示をしている。また、毎年学芸員同行による「多賀城跡巡り」により、博物館を起点にした、多賀城政庁コースと多賀城廃寺コースの見学ツアーもある。専門の学芸員が詳しく案内することから、参加者から好評を得ている。国府多賀城駅に隣接する本施設が、市内各遺跡への動線の拠点としての役割も担っており、遺跡間の移動整備も重要な検討事項となっている。

多賀城市埋蔵文化財調査センター展示室では、多賀城の南面で実施している古代都市の調査成果について、常設展示として紹介している。多賀城と密接に関連する古代都市を中心に取り上げることで、古代の総合的な理解が可能である。多賀城跡をはじめ、市内の歴史・文化についての講座を毎年開催しており、市民の歴史文化遺産に関する興味・関心を高めるよう努めている。

多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館「多賀城史遊館」では、まが玉づくりや火起こしなどの体験学習を常時行うことができ、多賀城市内の遺跡から出土した資料や農作業の道具を展示等、多賀城市の歴史が概観できる施設となっている。

#### (4) 文化観光資源としての活用

文化財は、これまでも市民の憩いの場としての地域資源や、文化観光資源として様々な場面で活用が図られてきたが、平成30年(2018年)の文化財保護法の改正により、その役割は一層重要視されることとなった。

令和6年(2024年)には、多賀城創建1300年を迎えるにあたり、「過去に学び、今を見つめ、未来を創造する。『つなぐ、つなげる。1300年。』」を理念に、音楽や光、映画といった新たな視点による文化プログラムを開催し、多賀城跡において多くの人々と交流する機会を創出している。

多賀城跡を訪れた観光客に対して、各種ボランティア団体による魅力を発信する活動が行われているが、令和6年の多賀城碑が国宝となったことを契機に、来訪者によるボランティア団体の利用も活発化され、交流の機会がさらに広がっている。

一方で、イベント開催時は、一度に多数の方が来訪することによる、トイレや休憩所、ライトに使用する電源等も不足しているなど、活用之际課題が残っている。また広大な敷地内において、歩いて回るための土地の形状整備等が不十分なところもあり、事故防止のための整備が必要となる。地域資源・文化観光資源としての価値を、市内外にさらに普及啓発するためには、様々な活用に資するための環境整備が課題となっている。

#### ア 多賀城跡あやめ園・多賀城跡あやめまつり

湿地環境を保全する地域である多賀城跡あやめ園は、多賀城跡の一角にある約21,000㎡の敷地に、800種300万本のアヤメ、カキツバタ、ハナショウブを植栽した公園で、見頃を迎える初夏(5月下旬から6月下旬まで)に市民をはじめ多くの方々が訪れる。多賀城跡あやめ園を会場とし、6月に、交流ステージプログラムや野点、体験コーナー、出店ブース等で来場者をもてなすあやめまつりを開催して

いる。1日2万人を超える市民等が会場を訪れることもあり、多賀城を代表する初夏の風物詩となっている。

#### イ 光のインスタレーション

多賀城跡あやめ園、多賀城碑、多賀城南門等の地域資源に文化芸術(アート)を掛け合わせ、新たな価値を創出する取組の一つである。多賀城市の花であるアヤメを夜のほのかな光で照らし、幻想的な空間を創出するアートインスタレーションを毎年開催している。1日1万人を超える来訪者を迎え、アヤメが咲き誇る初夏の夜を彩るイベントとなっている。

#### ウ 多賀城映画まつり(多賀城Cinema Complex)

様々な社会課題等をテーマにした映画作品を、そのテーマに合った会場で上映している。指定地内では、これまで多賀城跡城前官衙や多賀城跡ガイダンス施設で開催している。

#### エ 市民参加型ファッションショー(SILK ROAD RUNWAY)

子どもから大人まで年齢や性別にとらわれず、誰もが参加できるファッションイベントである。「ファッション」が多賀城の新たな文化となることを目指して、市民や服飾・ファッションを学ぶ学生等、そして、プロのデザイナーやヘアメイクアーティストと一緒に舞台を創り上げ、この取組を全国に発信し、東北随一の文化交流拠点としての魅力を高めるよう取り組んでいる。令和6年(2024年)には、「絹の糸で古代と現代をつなぐ」をコンセプトに多賀城跡をシルクロードの終着地と位置づけ、多賀城創建1300年記念事業のフィナーレを飾るイベントとして、「SILK ROAD RUNWAY 2024」を多賀城跡政庁南大路及び多賀城南門で開催した。

#### オ ことばのアートプロジェクト

多賀城碑や歌枕など、市内に遺る古代から受け継がれてきた「ことば」に着目し、「ことば」の持つチカラを再認識しながら、千年先の未来に「ことば」を紡いでいくプロジェクトである。松尾芭蕉が多賀城碑と対面し、「不易流行」の理念に繋がったことにちなみ、多賀城碑の前で子どもたちも参加する句会を行い、そこで詠まれた句を多賀城碑周辺に掲出するなど、俳句文化の継承を市民参加型のイベントとして展開している。

#### カ 史都多賀城万葉まつり

日本最古の「万葉集」編纂の中心的役割を果たし、晩年、陸奥按察使兼鎮守府将軍となって多賀城に來在し、この地で没したとされている大伴家持。家持が生きた時代を「まつり」の形で再現する市民手づくりの「史都多賀城万葉まつり」が、多賀城の秋を代表する祭りとなっている。名物となる「万葉衣装

行列」で着用する「万葉衣装」は、古代の文献資料を参考に市民団体である万葉まつり実行委員会衣装部が手づくりで制作したもので、現在500着を超えている。多賀城創建1300年を迎えた令和6年(2024年)は、2,000名を超える観客が見守る中、万葉衣装を着用した数百名の市民が多賀城政庁跡南面と城前官衙エリアを練り歩き、往時の様子を忍ばせる文化財活用の好事例となった。

#### キ パブリックアート

令和6年(2024年)の多賀城創建1300年記念事業や多賀城碑国宝指定により、本市の歴史文化資源への関心が一層高まっている。これを契機に、特別史跡や国宝にとどまらず、新たな文化資源として多賀城跡に近接する南側近傍地にパブリックアートを設置し、積極的な誘客を促進している。

#### ク 歴なび多賀城

多賀城市内の歴史スポットをスマートフォンなどでナビゲーションする多言語対応可能なアプリケーションである。古代の遺跡・歌人たちにまつわるスポット、松尾芭蕉の足跡、そして近現代に至るまでの80箇所以上の歴史遺産を、GPSを活用し紹介している。

#### ケ 史都多賀城観光ボランティアガイドによるガイドング

本市に来訪する方々に対して、多賀城跡や多賀城碑、名所等をわかりやすく案内している。史跡や歌枕の地を巡る3つのモデルコースを案内する予約ガイド(有料)と、土日、祝祭日における多賀城政庁跡及び多賀城碑周辺での定点ガイド(無料)を行っている。このほか、多賀城跡ガイド施設に常駐するスタッフが来訪する方々の意向に応じてガイド(有料)を行っている。

#### コ みちのく潮風トレイル

青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸4県 29 市町村をつなぐ全長 1,000kmを越えるロングトレイルで、日本一美しい断崖やリアス海岸ならではの風景、ダイナミックな海の景観や魅力的な自然、歴史をじっくりと感ずることができる。この中で、多賀城市を通るエリアは、唯一の内陸ルートとなっている。

当該ルートは、JR 仙石線中野栄駅から、仙台育英学園、末の松山、多賀城市立図書館、多賀城廃寺跡、JR 東北本線国府多賀城駅、多賀城跡あやめ園、多賀城碑、多賀城政庁跡、加瀬沼、陸奥総社宮を經由し、鹽竈神社そして JR 仙石線本塩釜駅に至る。

多賀城市と塩竈市の歴史的な繋がりが感じられ、かつ、駅と駅を結んでいるという利便性から、特に国府多賀城駅から本塩釜駅までのエリアがJR東日本の「駅からハイキング」のコースとして設定されている。

#### サ 宮城オルレ「多賀城コース」

韓国済州島発祥のトレッキングで、令和7年(2025年)11月に自然と歴史文化を体感できる「多賀城コース」がオープンした。JR仙石線多賀城駅から、歌枕の地である野田の玉川、多賀城廃寺を經由し、多賀城跡の南東側から作貫・大畑・北辺・政庁・南門地区へと足を進め、終着の多賀城跡ガイダンス施設へと至る約8.5kmのコースである。オープンとなった11月16日には、国内外から1,200名もの参加者があり、特別史跡の持つ地域資源としての魅力の一端が示された。



写真41 文化観光資源としての活用  
市民参加型のファッションショー

#### (5) 地域資源(地域の営みと一体となる活用)

指定地内住民等の協力のもと、特別史跡を未来に継承していくためには、指定地域内住民による地域の営みと一体となった活用も重要である。

地域住民の日常的な散歩などの憩いの場として活用されている中、令和6年(2024年)の多賀城創建1300年記念事業をはじめ、令和7年(2025年)には多賀城南門及び多賀城跡ガイダンス施設の一般公開、さらには宮城オルレのコースに組み込まれたことなどにより来訪者が増加している。こうした状況を背景に、特別史跡を資源として活用する意識が指定地内住民に醸成されつつあり、令和7年(2025年)11月の宮城オルレ多賀城コースのオープンに際して、地域住民が主体となり、参加者に飲食物の提供や、多賀城南門の姿をあしらった記念品の販売等を実施している。このような機運を活かしながら、指定地内住民や地域住民による主体的な参加ができる環境を整えるとともに、指定地内で行う様々な活用に対する協力体制の構築が重要である。

一方、オルレコース上などでは、私有地との境が明確に示されていない地区もあり、見学者が誤って立ち入る場合も想定される。見学者とのトラブルを未然に防ぎ、住民生活の安全安心を図るような手立てを講じる必要がある。



## (6) 活用を支える情報公開

多賀城創建1300年記念事業を契機として、史跡の価値を多角的に公開する取り組みが進展している。長年の発掘調査成果に基づき南門等の復元整備が完了し、古代の空間構成を視覚的に提示する環境が整った。情報通信技術の活用においては、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)を用いた遺構の復元画像の提供が図られ、一般来訪者に対する理解促進に寄与している。

また、調査研究機関による学術的成果の公開に加え、多賀城創建1300年記念事業では、特設ウェブサイトや各種SNSを通じた広報体制の強化により、広域的な情報発信の基盤が構築された。

これら一連の施策は、史跡の顕在化と観光資源としての価値向上に一定の成果を収めている。

住民が日々の生活の中で誇りを感じられるようなきめ細やかな情報発信、一般来訪者や次世代層に対し、史跡の意義を分かりやすく、興味を引く形で伝えるための工夫など、さらなる検討の余地がある。

## 第3節 整備における現状と課題

特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備は、昭和41(1966)年から昭和43(1968)年にかけて多賀城町(当時)が主体となって実施した多賀城廃寺跡の整備を嚆矢とし、その後の多賀城跡の整備については、昭和44(1969)年に設立された宮城県多賀城跡調査研究所が中心となって進めてきた。

多賀城跡の環境整備は、事業開始当初から「歴史的追体験の場の形成」と「自然に親しむ場の形成」を基本目標とし、発掘調査や土地公有化の進展に応じて5か年計画を積み重ねながら、段階的に整備を実施している。昭和45(1970)年以降は、政庁地区を中心に、東門地区、六月坂地区、南辺地区などで遺構表示や修景整備が進められた。

昭和53(1978)年には、30年間の整備の方向性を示す「長期基本計画」が策定され、見学路や周遊路の整備、官衙域の復元的整備、便益施設や緑地環境保全を含む総合的な史跡公園化の構想が示された。その後、昭和63(1988)年策定の『第2次保存管理計画』、平成11(1999)年策定の「第二期長期基本計画」において整備の方向性の見直しが行われ、柏木遺跡や政庁－南門間整備、大畑地区の建物復元などが新たに計画に加えられている。

さらに、平成23(2011)年策定の『第3次保存管理計画』、平成28(2016)年策定の『整備基本計画』では、創建1300年を見据えた重点整備が位置づけられ、南門復元や政庁南大路・城前官衙の復元的整備などを通じて、歴史空間の再生と活用が進められている。

これまで実施してきた環境整備事業は主に、目的別に保存・保全、活用、管理運営のための整備に整理できる。

### 1 保存・保全のための整備(遺構保護、地形保全・修復、防災等)

特別史跡を未来に確実に継承するため、土地公有化を進めるとともに、本質的価値を構成する自然地形や古代の遺構・遺物の保存を図っている。公有化した地区については、史跡整備を実施した地区と、現況を維持している未整備地区に区別される。

整備した地区では、遺構保護を目的として適切な盛土を施し、その上で遺構表示等の整備を行うことで、保存と活用の両立を図っている。また、地表面の保護や土壌流出防止を目的として、野芝等の地被植物を植栽し、史跡景観との調和にも配慮した保全を進めている。

一方、未整備の地区では、発掘調査が実施された箇所は適切な盛土による保護措置を講じ、それ以外の区域については現況地形や自然環境を損なわない維持管理に努めているが、公有化した広大な土地においては、繁茂した竹の処理、倒木の処理、雑草等の除草などの維持管理に要する作業量及び管理費用が増加傾向にある。今後、適切な保存環境を維持していくためには、更地にした後に草が生えてこない処理を行うなどの管理に適した整備を行うことの検討と、現像維持のための人手及び管理費の確保が課題となっている。湿地地帯においては、適切な状態での保存・保全方法についての検討が必要となっている。

整備後の土地についても、近年の気候変動により生じるゲリラ豪雨等の自然災害による法面崩壊、土砂流出が発生しており、自然地形や地下遺構への影響が懸念される。樹木の根系の張り出しによる地下遺構への影響も確認されており、植生管理を含めた保全対策が必要となっている。このため、災害発生後の対応だけでなく、未然防止の観点に立った防災・保全対策を進めていく必要がある。

史跡指定地内における未公有化土地は、所有者による保全を前提としているが、高齢化等の影響により、空家等が発生するなど、家屋や土地の維持が困難になっているところもあり、環境と調和した風景の維持にも影響が出ている。多賀城碑においては、覆屋で囲われているものの、密閉されていないことから、雨、湿気、風、日光等による影響を受け、年数の経過とともに劣化していることが確認されている。復元された南門においても、未来へ継承するための適切な保存方法について検証・検討を進める必要がある。

## 2 活用のための整備(遺構表示、解説・学習施設、見学環境、ガイドンス施設等)

歴史的・学術的価値を来訪者に分かりやすく伝え、その理解促進を図るため、発掘調査成果に基づく遺構表示や景観整備をはじめ、説明板・案内板等の解説・学習施設、園路や便益施設等の見学環境整備を段階的に進め、特別史跡の価値を総合的に活用する取組を実施してきた。

### (1) 遺跡空間や遺構表示等の整備

見学者が特別史跡の本質的価値を体感し、その価値の理解促進を図る空間として、多賀城跡や多賀城廃寺跡等では60年以上にわたり史跡整備事業を実施してきた。多賀城跡では政庁地区や南門地区などについては政庁第Ⅱ期の遺構で整備し、作貫地区・大畑地区・六月坂地区では最も遺構が充実

している政庁Ⅲ・Ⅳ期を基準として建物跡の平面表示等を実施している。



作貫地区(整備当初)



作貫地区覆屋(整備当初)



大畑地区(整備当初)



東門地区(整備当初)



六月坂地区



山王遺跡千刈田地区



多賀城廃寺跡(整備当初)



柏木遺跡

写真43 整備状況(1)

近年では、東日本大震災で被害のあった政庁地区の復旧整備や、第3次保存活用計画に基づく政庁南面地区、南門地区の整備を進めるとともに、南辺東地区における築地堀跡や湿地跡などの遺構表示や、多目的広場整備などが行われた。令和7年(2025年)4月には南門地区の一般公開を開始し、政庁から南門地区にかけての歴史的景観が大きく向上している。

一方、これまでの整備では、各地区の整備時期や整備方針に応じて試行的な表現方法が採用されてきたことから、建物跡や築地堀跡等の遺構表示については地区ごと異なった整備・表現手法が用いられている。



政庁と政庁南大路



南門と南北大路



城前地区



政庁南大路

#### 写真44 整備状況

政庁から多賀城南門周辺にかけての整備が進展し、多賀城跡の中核空間における歴史的景観の形成が進んでいる一方、第3次保存管理計画で位置付けた整備事業は、未整備又は未着手となっている地区も残されている(図44・表18)。また、多賀城南門の立体復元整備による歴史的景観の向上を踏まえ、政庁地区の復元整備の可能性や、分断されている政庁南大路・南北大路の一体的な整備についても、保存と活用の両立を踏まえた整備の検討を進める。これらは、多賀城跡の空間構成や歴史的変遷の理解をさらに深める要素となる。

重層的な遺構の広がりや立体的スケール感の提示を重視した、政庁地区の復元整備を推進し、第3次保存管理計画で未完成または未着手となっている地区(政庁北面地区・鴻の池地区・南門及び周辺地区(政庁南大路・南北大路を含む)・館前遺跡)の整備を継続する。特に、南門から政庁へと至る多賀

城の中核ラインを構成する政庁南大路・南北大路については、優先して整備・活用を進める。また、外郭の広がり象徴する区分として重要である南辺西地区及び南辺東地区についても、順次整備・活用を推進する。

一方、既整備地区でも老朽化の著しい作貫地区・大畑地区・六月坂地区および多賀城廃寺跡については、遺構保護の観点および近年の調査成果を反映させた要所を捉えた再整備を検討する。

中長期的な方向性としては、多賀城の外郭線や、城内の官衙地区、さらには廃寺跡等においても、発掘調査や公有化の進展を踏まえ、遺構の構造や配置が解明された地区を対象に、遺構の顕在化を通じた歴史景観の再生を目指す。

一方、昭和後期から平成初期に整備された作貫地区・大畑地区・東門地区・六月坂地区及び多賀城廃寺跡では、整備施設の老朽化が進んでいる。作貫地区における空堀露出展示の劣化、大畑地区における官衙北門表示の損傷、東門地区における奈良時代の東門の柱の腐朽、多賀城廃寺における基壇土系舗装の劣化等が見られ、整備本来の機能が低下している箇所が確認されている。このため、既整備地区については、保存環境や活用状況を踏まえた見直しが必要となっているところもある。

加えて、官衙地区では、それぞれ異なる時期の遺構を基準として整備が行われているが、見学者が現地でその時期差や変遷過程を理解することは容易ではなく、多賀城跡全体をとおして歴史的変遷を視覚的・空間的に理解できるような整備手法の検討が求められる。

また、政庁南大路沿いには指定地内住民のライフラインとなる電線が架設されており、復元整備によって形成された歴史的景観を阻害する要因となっていることから、景観の向上を図るための電線の地中化についても検討・調整が必要である。

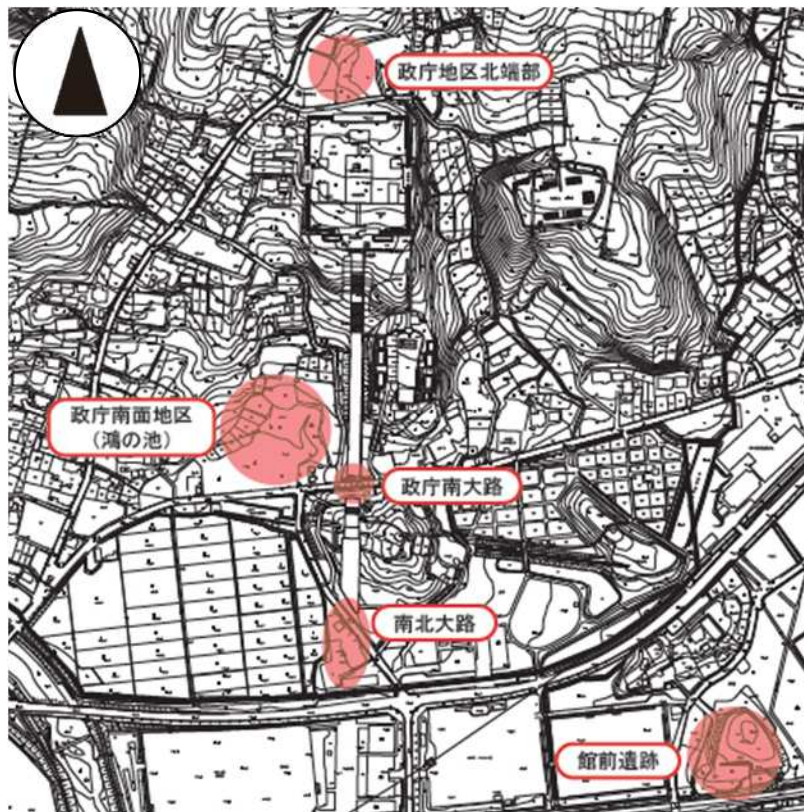


図44 第3次保存管理計画の未整備箇所

表18 史跡整備実績一覧

計画	年度	対象地区	主な工事内容	事業費 (千円)	計画	年度	対象地区	主な工事内容	事業費 (千円)
第1次5カ年計画	昭和45	政庁地区	南門翼廊・東脇殿表示	10,000	第7次5カ年計画	平成12	柏木遺跡	造成・排水・法面保護	14,400
	昭和46		正殿・築地塀表示	20,000		平成13		法面・園路・植栽・排水	19,700
	昭和47		西脇殿・築地塀表示	25,000		平成14		法面保護・園路	9,300
	昭和48		北西門・築地塀表示	20,000		平成15		法面・遺構表示・園路・植栽	9,020
	昭和49	外郭東門地区	東門・堅穴住居表示	20,000		平成16		園路広場・排水・植栽・照明	8,266
第2次5カ年計画	昭和50	外郭東南隅地区	木質遺構保存施設	20,000	第8次5カ年計画	平成17	案内板・標柱整備	案内板標柱・サイン再整備	15,738
	昭和51		湿地修景・園路	10,000		平成18	外郭北辺東北隅 (木道再整備)	基盤整備・広場・自然育成	11,016
	昭和52	鴻の池地区	南辺築地塀表示	16,000		平成19		構造物撤去・広場・便益施設・自然育成	9,462
	昭和53		多賀城碑周辺修景	16,000		平成20	政庁地区再整備	築地塀舗装撤去	8,514
	昭和54	南門地区	南門・築地塀保護	20,000		平成21		築地塀舗装撤去	8,500
第3次5カ年計画	昭和55	南門地区	園路・便益施設・緑化修景	30,000	第9次5カ年計画	平成22	政庁地区再整備	追加遺構表示〈西脇殿・西楼〉	8,084
	昭和56	外郭南築地東半部	緑化修景	30,000		平成23		追加遺構表示〈東脇殿・東楼〉	8,104
	昭和57	外郭南門地区東斜面	園路	28,000		平成24		追加遺構表示〈後殿〉	7,956
	昭和58		遺構保護盛土・緑化修景	30,000		平成25		敷地造成〈北殿〉	7,560
	昭和59	作貫地区	建物表示・便益施設・緑化修景	27,000		平成26		追加遺構表示〈北殿〉	8,636
第4次5カ年計画	昭和60	作貫地区	遺構露出展示・便益施設・緑化修景	27,000	第10次5カ年計画	平成27	政庁南面地区	政庁南大路・説明板・休憩施設再整備	8,193
	昭和61	政庁南地区	地形修復・道路復元・緑化修景	27,000		平成28		政庁南大路再整備・地形測量	13,000
		作貫地区	便益施設			平成29		構造物撤去・実施設計	15,000
		雀山地区	緑化修景			平成30		基盤整備(造成・排水)	76,708
	昭和62	作貫地区北部	園路・緑化修景・便益施設	27,000		令和元		政庁南大路復元・大路関連遺構表示	170,919
		政庁地区	便益施設・園路・緑化修景		令和2	政庁南面地区	床張建物表示・建物構造復元	211,238	
	昭和63	雀山地区	便益施設・園路・緑化修景	令和3	床張建物表示・土間建物表示・掘立柱塀表示		132,293		
平成元	北辺地区南半部	便益施設・園路・緑化修景	27,112	令和4	土間建物表示・掘立柱塀表示・便益施設		63,693		
第5次5カ年計画	平成2	北辺地区北半部	便益施設・園路・緑化修景	30,000	令和5		説明板・便益施設・張芝	37,527	
	平成3		便益施設		35,000	令和6	作貫地区	空堀露出展示再整備に向けた調査・設計	5,010
	平成4		地形修復・園路・緑化修景			第6次5カ年計画	平成7	東門・大畑地区	道路復元・築地塀表示・便益施設・緑化修景
	平成5	東門・大畑地区 東側部	建物表示・便益施設	平成8	東門・大畑地区 西側北半部		地形修復・道路復元・緑化修景	39,000	
	平成6	便益施設	35,000	平成9	南門地区	道路表示・便益施設	51,000		
	平成7	東門・大畑地区	道路表示・排水・緑化修景	35,000	平成10	東門・大畑地区 西側北半部	建物表示・便益施設・緑化修景	31,500	
平成8	東門・大畑地区 西側北半部	多賀城碑覆屋解体修理	51,000	平成11	東門・大畑地区 西側北半部	建物表示・便益施設・緑化修景	31,500		

宮城県による整備面積(令和5年度末)	
<b>多賀城跡</b>	171,272 m <sup>2</sup>
政庁地区	18,725 m <sup>2</sup>
六月坂地区	9,335 m <sup>2</sup>
南辺東地区	18,462 m <sup>2</sup>
南門地区・南辺西地区	13,824 m <sup>2</sup>
作貫地区・東辺地区	27,934 m <sup>2</sup>
北辺地区	33,947 m <sup>2</sup>
東門・大畑地区	25,299 m <sup>2</sup>
政庁南面地区	23,746 m <sup>2</sup>
<b>柏木遺跡</b>	3,759 m <sup>2</sup>
<b>計</b>	<b>175,031 m<sup>2</sup></b>

<b>整備事業費総計</b>	<b>1,691,449 千円</b>
----------------	---------------------

## (2) 解説・学習施設(説明板・野外模型等)

史跡整備に合わせて、本質的価値の理解を深めるため、説明板、野外模型などの解説・学習施設を設置している。これらの施設は、『特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画』(宮城県多賀城跡調査研究所2017)に基づき計画的に設置されている。また、近年では、南門地区に「名勝おくのほそ道の風景地」や「日本遺産政宗が育んだ伊達な文化」に関連する説明板も設置するなど、多賀城跡に関わる多様な歴史・文化資源を総合的に理解できるような活用を進めている。



総合案内板(政庁地区)



地区説明板(政庁地区)



地区説明板(城前地区)



以降説明板(南門地区)



説明板(名勝・壺碑)



地区名標識(政庁)



誘導標識(大畑地区)



広域誘導標識(東門・大畑地区)



広域誘導標識(南辺東地区)

写真45 説明板

一方、昭和後期から平成初期に整備された地区に設置した説明板・案内板については、老朽化が進み、視認性の低下が見られ、特別史跡の本質的価値を見学者へ説明する本来の機能を発揮できていないものも確認できる。さらに、調査研究の進展内容が更新されていないものもある。

また、従来の説明板・案内板では、多言語化されていないため、近年のインバウンド増加に対応できていないものもある。また、設置時期の違いにより、外形の統一性がもたされていないものもある。

整備状況の進展や、調査研究の進展に合わせた適切な内容の説明、効果的な誘導を図るため、適切な時期に、説明板や案内板のあり方及び設置場所の検討が必要となる。また、デジタル技術を活用

した案内や、当時の風景・空間を体験できる仕掛けなど、時代に即した取組を講じることが重要となる。



作貫地区覆屋



作貫地区露出展示



大畑地区官衙北門



政庁南大路を分断する市道



南辺東地区園路を分断する



狭隘な既設道路(作貫地区)



老朽化した説明板(東門・大畑地区)



老朽化した説明板(山王遺跡)



老朽化した説明板(多賀城廃寺跡)



樹木根の被害(多賀城廃寺跡)



樹木根の被害(作貫地区)



樹木による景観疎外(作貫地)

写真46 腐朽した説明板

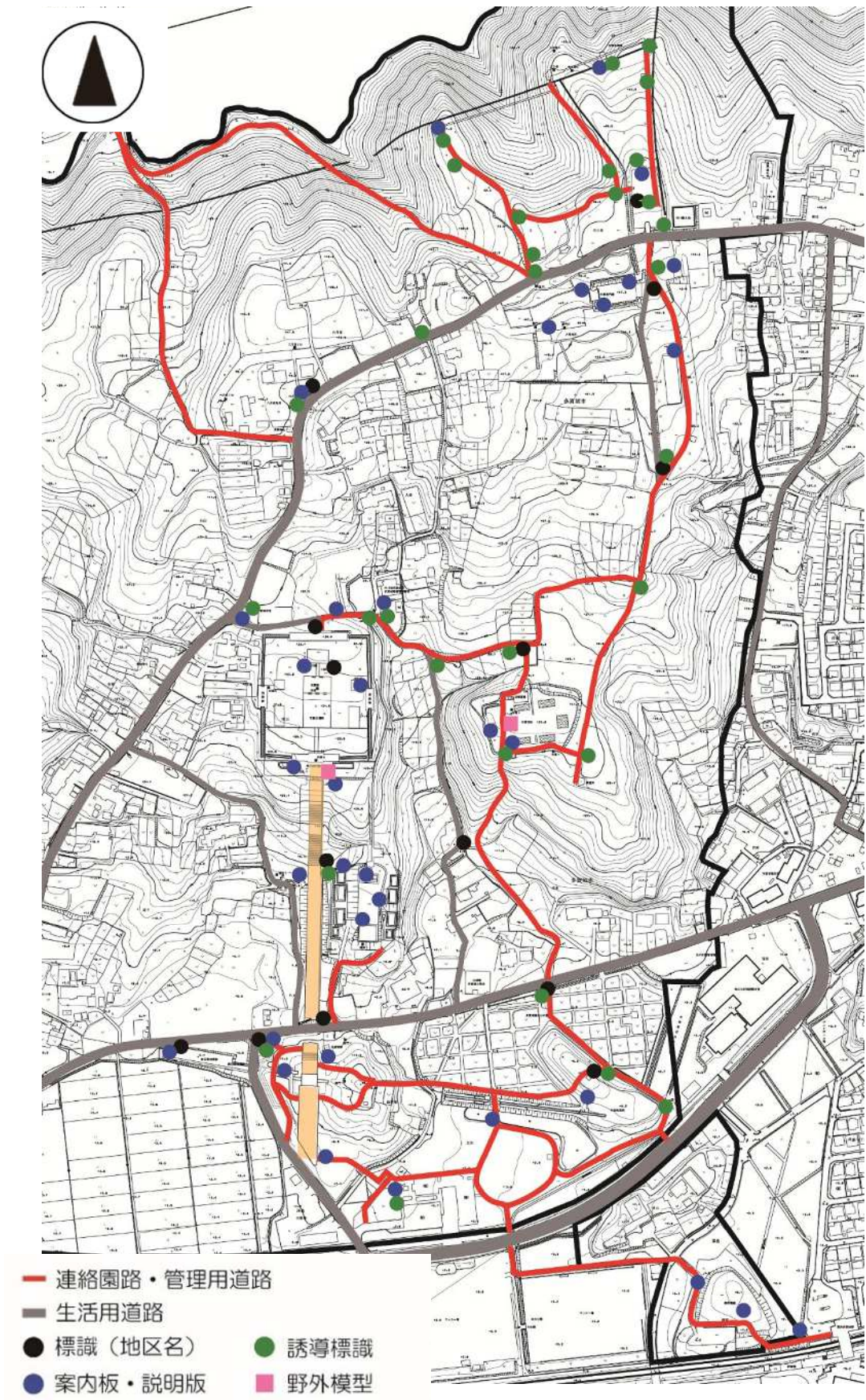


図45 施設整備状況(説明板、案内板、連絡道路等)

### (3) 見学環境の整備(園路、便益施設等)

見学環境の整備として実施してきた、特別史跡に至るまでの交通手段や指定地内を移動する見学動線、便益施設等は、来訪者の円滑な導入と、安全で快適な現地見学を支える要素であり、本質的価値の理解促進に大きく資するものである。

多賀城跡へのアクセスについては、公共交通機関を利用する場合、JR東北本線の国府多賀城駅やコミュニティバス多賀城西部線の東北歴史博物館前停留所が主要な導入口となっている。一方、自動車を利用する場合は、仙台方面からは県道泉塩釜線、利府方面からは市道新田浮島線及び水入線、塩竈方面からは市道新田浮島線及び県道泉塩釜線、市街地方面からは市道水入線が主な導入経路となっている。自動車による来訪者については、南辺東地区の県道沿いに整備された、中央公園の駐車場を主要な導入拠点と位置付けており、小型自動車52台(障害者用2台)、大型自動車(バス)10台の駐車が可能である。多賀城跡ガイダンス施設は玄関口に位置付けられ、見学動線の拠点となっている。また、政庁北側と北辺地区東端部にも小規模な駐車場があり、それぞれ小型自動車10台余りが駐車できる。

多賀城廃寺においても、北東側に駐車場を整備しており、小型自動車6台(うち障害者用1台)が駐車できる。一方、館前遺跡、山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡には見学用の駐車場は整備しておらず、徒歩や公共交通機関での移動となる。

なお、多賀城跡をはじめ、多賀城廃寺跡や館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区を見学する際の主な交通経路及び手段は、図46のとおりである。

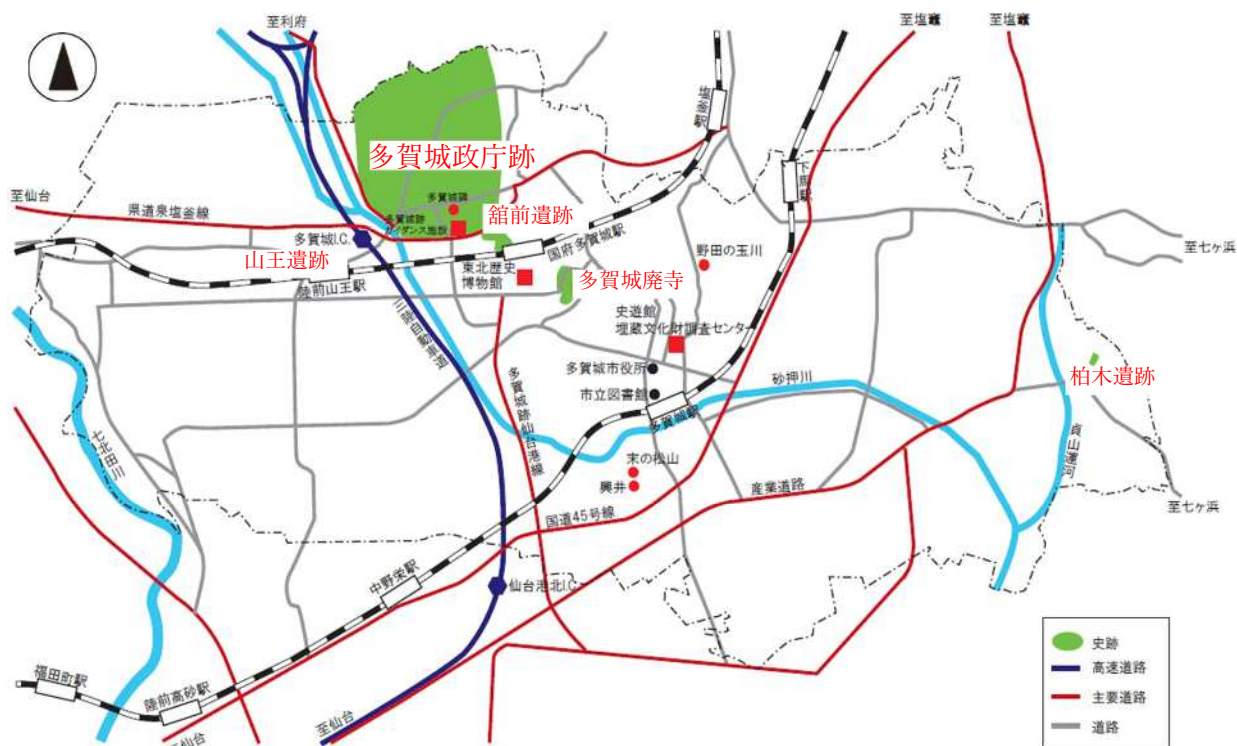


図46 特別史跡へのアクセス

史跡内の動線については、歴代の長期基本計画に基づき、東北歴史博物館と各整備地区を結ぶ周遊動線の形成が進められてきた。現在は既整備地間を生活用道路、農道、連絡園路等により接続し、誘導標識の整備によって見学利便性の向上が図られている。特に、南門地区から多賀城碑、政庁南大路を経て政庁地区へ至る動線は、多賀城跡の空間構成を体感できる重要な見学ルートとなっている。また、各整備地区においては、四阿、ベンチ、トイレ等を設置し、バリアフリーへの配慮も図りながら来訪者が快適に見学できるような環境構築を目指している(写真46)。



駐車場(南門地区)



駐車場(政庁地区)



駐車場(多賀城廃寺跡)



園路(南辺東地区)



園路(政庁-城前地区)



園路(作貫地区)



四阿(南門地区)



四阿(東門・大畑地区)



四阿(北辺地区)



トイレ(南辺東地区)



トイレ(政庁地区)



トイレ(多賀城廃寺跡)

写真46 駐車スペース・四阿・トイレ

政庁南大路を分断する市道新田浮島線と、南北大路を分断する市道水入線について1日8,000台を超える車両が通行しており、南門地区周辺における歴史的景観を阻害するとともに、歩道がないため見学者の安全確保の面でも課題となっている。また、政庁南大路の整備により、南門地区から政庁地区に至る見学動線は整いつつあるが政庁地区への来訪に際しては、依然として市道市川線を利用する車両も多い。市道市川線は狭隘でありながら交通量が多く、特に六月坂地区周辺では車両の自損事故が頻発している。また、官衙地区や外郭線など各整備箇所を結ぶ見学動線については、既存の史跡内にある農道を利用している箇所も多く、来訪者の安全確保や円滑な周遊の観点から課題が残されている。

近年では、政庁から南門地区にかけての整備が進展したことや、多賀城碑の国宝指定等を背景として、来訪者が増加しており、より安心して快適な見学環境の整備が求められている。歴史的景観が向上が図られている一方で、その全体像を眺望できる視点場、来訪者を史跡全体へ周遊させる仕組みは十分ではない。このため、全体を望むことができるビューポイントの整備・設定や、新たな周遊動線の形成など、本質的価値の理解促進につながる空間整備が課題となっている。特に、近年の気候変動による夏季の高温化に伴い、水分補給場所や休憩施設、トイレ等の便益施設の充実を求める声が多く寄せられているほか、広大な史跡を徒歩で見学することによる熱中症へのリスク対応も課題となっている。

このため休憩機能等の充実など、気候環境の変化を踏まえた見学環境整備を検討していく必要がある。また、害獣等を含む動植物(猪、スズメバチ等)の危険性も想定され、遺構への被害が予測されるなどの懸念もある。来訪者への注意喚起を含め、見学環境における安全対策が求められている。

### 3 管理運営のための整備

特別史跡の広大な指定地を適切に維持管理するため、指定地内の適切な維持管理が必要である。このため、多賀城跡では、維持管理作業や巡回管理等のための管理施設(管理棟、倉庫、史跡標識、柵、注意喚起看板、上水道、照明灯等)や管理用道路等を整備している。今後の整備事業の進展や公有化の拡大に伴い、維持管理の対象範囲が広がることを見据え、必要に応じて新たな管理施設の設置を検討し、広域な史跡を安定的かつ持続的に管理できる基盤を整えていく。

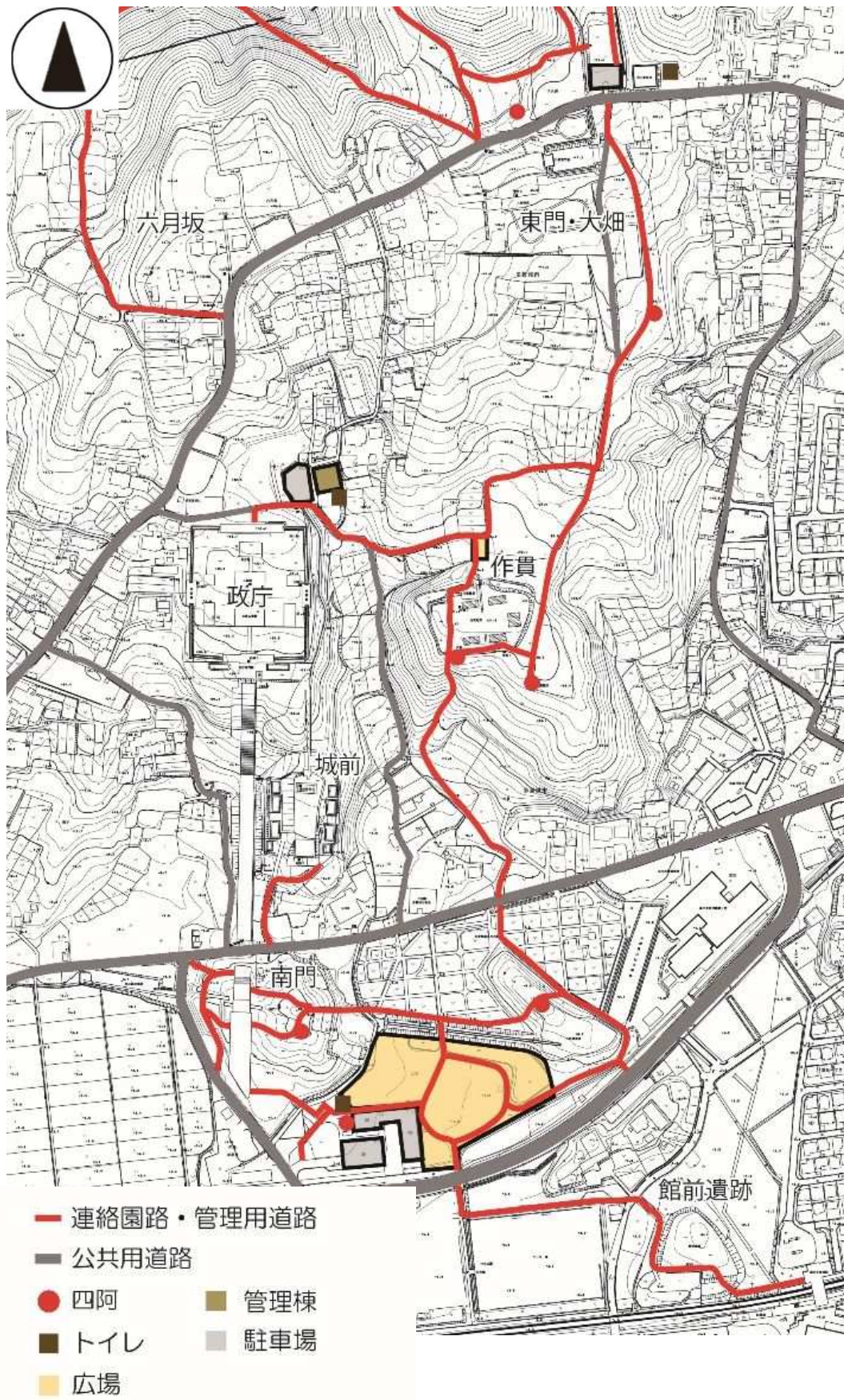


図47 便益施設等設置箇所図

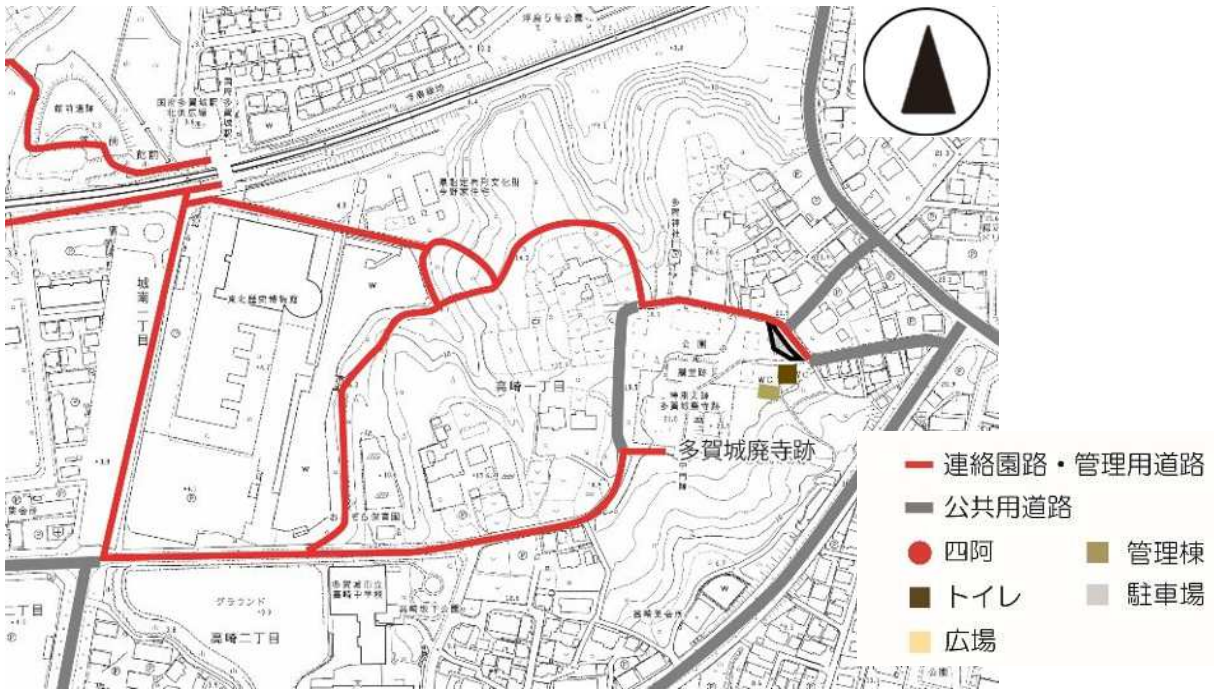


図47 便益施設等設置箇所図(多賀城廃寺周辺)

### (1) 管理棟・倉庫

政庁跡の北側には、昭和53(1978)年に多賀城跡管理事務所が設置され、管理人の待機所、倉庫、市川地区の集会所として複合的に利用されている。また、多賀城廃寺跡には、昭和43(1968)年に遺物の収蔵・展示および整備後の管理を目的とした収蔵庫が建設されたが、現在は倉庫として利用している。



政庁北側管理事務所



多賀城廃寺跡収蔵庫

写真47 維持管理の施設

史跡の公有化および整備の進展に伴い、管理対象面積が拡大し、維持管理の対象や手法も多様化している。これに対応するためには、適切な人員配置や機材の整備が必要である。現在は、多賀城政庁跡の北東側に管理事務所を設け、史跡管理員を配置し、維持管理を行っているが、拠点となる管理事務所が昭和50年代の建築であり、設備も含め老朽化が進んでいることや、管理員の待機・休憩スペースが十分に確保できず、機材の収納場所も不足している。

今後、維持管理するための拠点施設を充実させ、適切な維持管理を実施していくことが重要となる。

単なる作業拠点に留まらず、政庁地区の復元整備等と連動し、来訪者の利便性向上や地域活動を支える複合的な機能(休憩・情報発信・集会等)を備えた拠点施設としての再整備を検討する。

## (2) 管理用道路

広大な面積を有する多賀城跡では、各整備地内に管理用道路を設け、維持管理に必要な車両の通行を可能にしている。一方、未整備の公有地に関しては、既設の農道を管理用動線として利用し、移動しているのが現状である。管理用道路は、維持管理車両の円滑な走行と、歩行者および一般交通の安全確保を両立させるネットワークを構築し、史跡の保護と地域生活が調和する環境を整える必要がある。

特に、多賀城跡では各整備地区内に管理用通路を設けているものの、整備地区同士の間では、狭隘な既存の農道を見学動線と共有している箇所もあり、安全面も含め整っているとは言い難い。また、史跡内全体を見ても、既存の農道を維持管理のための動線として位置付けているが、指定地内住民等が利用する居住者利用道路としても、狭隘であり、舗装の劣化や路肩の崩落等も見られる。管理作業中の事故等の危険性を軽減させ、さらには緊急車両の通行を可能にするなど生活用居住者利用道路としての機能を一部確保するため、管理用道路の整備が必要である。

ただし、多賀城廃寺跡や館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区については、指定範囲の面積がさほど広くないため、管理用道路は設置していない。

## (3) その他の管理施設等

多賀城跡では、史跡標識や安全柵、注意喚起看板、上水道、照明灯等の管理施設を設置している。史跡標識は、政庁南大路や政庁地区、多賀城廃寺跡等に石製標識が設置され、史跡指定地であることを示している。また、史跡利用上の注意事項を示す看板を各所に配置するとともに、整備区域と車道との境界には木杭ロープ柵、金属製フェンス、擬木柵等を設置し、車両進入防止や見学者の安全確保を図っている。史跡の保護や見学者の安全確保に一定の機能を果たしているものの、整備地区の進展に合わせて必要に応じて適切に設置していくとともに、すでに整備した施設において、一部では経年劣化や破損が見られることから、今後は計画的な修繕・更新を進めていく必要がある。

# 第4節 運営・体制の整備における現状と課題

## 1 保存・保全のための運営・体制

特別史跡の運営については、昭和60年(1985年)に締結された宮城県と多賀城市の覚書に基づき、土地の公有化および維持管理は多賀城市が、調査研究および史跡整備は宮城県が担う体制が構築さ

れている。これにより、本市では積極的に土地の公有化を進め、令和8年(2026年)3月現在で公有化率は64%に達している。維持管理については、特別史跡の管理団体や地区の住民の協力により、整備済み及び公有化された土地の除草作業をはじめ、植栽による環境美化にも取り組んでいる。

宮城県では、政庁地区をはじめ、多賀城南門地区、城前地区、作貫地区、東門・大畑地区、六月坂地区、各外郭線などの調査を計画的に進めている。

宮城県と本市が役割分担を定め、史跡の運営を開始してからすでに40年が経過している。この間、指定地内では発掘調査および整備が進展し、保存とともに公開面積も拡大してきたところである。

一方で、整備した施設の維持管理の規模が広がり、指定地内住民の協力をもらいながらも、年々経費が増加している。

今後は、県、市、市民が強く連携し、本質的価値の保存を図るための、円滑で効果的・効率的な運営体制の構築が課題である。

## 2 活用のための運営・体制

本市では、これまでも市民団体を中心に組織された実行委員会と連携し、多賀城跡の活用を推進してきた。

特に、多賀城創建1300年を迎えた令和6年度には、多賀城跡を舞台としたさまざまなイベントが開催され、市民団体をはじめ、宮城県や企業など多様な団体との連携による活動が展開されたことにより、史跡の利活用における多様な可能性が明らかとなっている。

政庁南面から多賀城南門地区に至る一帯の整備が進み、多様な史跡活用を可能とする基盤が整いつつある。令和6年度が多賀城創建1300年記念事業では、多賀城跡を活用した多彩なイベントが開催され、地域内外から多くの参加者を迎えた。こうした取り組みを一過性のものとせず、今後も継続的に史跡が活用されるよう、地域住民をはじめとする多様な主体が積極的に関わることのできる環境整備と運営・体制の構築が必要である。また、多賀城南門および築地堀の立体復元を契機として、整備の在り方や活用の方向性についても新たな展開が求められている。令和7年(2025年)に検討を開始した政庁跡の復元整備構想もその一環であるが、人口減少社会が進行する中、これまでの調査研究や維持管理に加え、特別史跡を地域資源・文化観光資源としていかに活用していくかが問われている。

また、夜間の安全や防犯対策、史跡指定地であることを示す標識や注意喚起看板設置など、地区の特性や整備状況に応じた適切な対応が求められている。

## 第6章 保存活用計画の基本理念と基本方針

### 第1節 計画の基本理念

特別史跡多賀城跡附寺跡及び関連遺跡は、古代の日本が国家として形づくられていく時代に、東北の政治や文化、そして大陸を含めた北方世界との交流を支える重要な拠点として発展した、我が国を代表する歴史遺産である。その歴史的価値を総合的に理解し、国民が共有すべき貴重な財産として、地域住民と協力しながら、その魅力を未来へ確実に継承することを基本理念とする。

律令国家の東北統治の最重要拠点としての城柵が造られ、人・物・文化が集中する交流拠点であった多賀城は、律令国家の東北支配はもとより、版図拡大による国家形成の過程を考えるうえで重要である。加えて、北方の蝦夷との交流や軍事衝突、東日本最大の文化・経済の中心地としての発展など、他の国府にはないダイナミックな歴史像が明らかとなっている。日本史上、この城柵が果たした役割は計り知れず、関連する遺跡を含め、市民はもとより、県民及び国民の誇りとして共有すべきものである。

また、地域資源・文化観光資源として現代社会で持続的に活用することにより、本質的価値・社会的価値の認知度向上と地域経済への波及を図り、国民共有の貴重な財産として、地域住民をはじめ多くの人々により未来に確実に継承する。

### 第2節 基本目標

特別史跡多賀城跡附寺跡を未来へ確実に継承するため、史跡の保存・活用・地域発展が相互に連動し、持続的で発展的な循環として機能するよう取り組むことを基本目標とする。この基本目標は、以下の5つのプロセスが持続的に循環することで、史跡の価値や魅力が着実に高まり、未来への継承がより確かなものとなることを目指すものである。

#### 1 適切な保存・管理の徹底

本質的価値を明確化し、その価値を構成する諸要素を適切に保存するとともに、その価値を後世に伝えるために適切な保存・管理を行う。

#### 2 多様な活用の促進

多賀城跡が持つ本質的価値に対する国民の認知度を高めるとともに、史跡が有する教育的・社会的価値にも注目した多面的な活用を推進する。

#### 3 地域の魅力としての受容

史跡を地域の「かけがえのない財産」として主体的に守り伝える意識を醸成し、住民の誇りや愛着を

育むことで、地域社会と共存共営する保存活用を推進する。

#### 4 交流人口の拡大と社会的価値の創出

魅力の向上により、来訪者の増加と満足度の向上を図り、地域社会の活性化・活発化を通じ、暮らしや文化を豊かにする新たな社会的価値を創出する。

#### 5 保存と活用への再投資

創出された経済的価値を史跡の保存と、さらなる活用へ再投資し、史跡の価値が継続的に向上する発展的循環を形成する。

### 第3節 基本方針

基本目標を達成するための基本方針を、保存管理、活用、整備、運営・体制の4つの分野に分け、以下のように定める。

#### 1 史跡の保護と地域の営みが一体となる保存管理

特別史跡多賀城跡附寺跡の本質的価値を的確に把握し、その価値を損なうことなく将来へ継承するため、学術的調査研究に基づく保存管理を基本とする。また、指定地内住民の日常生活の調和を図り、地域住民の営みと一体となる保存管理を目指し、現状変更の適切な運用や土地の公有化等により、歴史的環境と自然環境の保全及び社会環境に配慮した史跡の保存管理を行っていくため、保存管理の取扱基準を明確に示す。

#### 2 研究・学びの場、地域資源・文化観光資源等としての活用

特別史跡多賀城跡附寺跡の本質的価値を広く共有し、未来への継承を確かなものとするため、保存管理との両立を前提に、多様で持続的な活用を推進する。

学術研究・教育普及・文化観光・地域活動など多面的な活用を通じて、史跡への理解と愛着を育み、地域資源としての魅力と認知度を高める。

さらに、来訪者の増加や地域経済の活性化を図り、その成果を保存整備へ還元する好循環の形成を目指す。

#### 3 整備

特別史跡多賀城跡附寺跡の本質的価値を確実に保存し、未来へ継承するとともに、その価値と魅力を広く伝えるため、保存・活用・管理運営が一体となった計画的整備を推進する。

遺構・景観の保全を最優先に、未整備地区や既整備地区の再整備、見学環境や情報発信機能の充

実を図り、安全で快適な利用環境を整える。あわせて、維持管理拠点や管理動線の整備を進め、持続可能で効果的な管理体制を構築する。

#### (1) 自然環境や地形、景観等の保全整備

特別史跡の中でも、多賀城跡は都市部近郊にありながら豊かな自然環境が保全され、低地縁辺の低い丘陵と沢状の地形が織りなす、古代と変わらぬ起伏に富んだ地形が良好に現存している。この多賀城跡の立地する地形的特徴は、城柵設置と陸奥国府移転に大きく影響を与えたものと理解されており、特別史跡の本質的価値の一つと捉えている。この古代から残されている自然環境や地形、景観の保全を図るとともに、この眺望を活かした整備を促進する。

#### (2) 本質的価値が伝わる特別史跡の整備

特別史跡の復元施設や平面表示は本質的価値を視覚的に表現し、来訪者にその価値を伝える上で重要な役割を果たすものである。また、特別史跡は市民の憩いの場、学習の場、地域資源及び文化観光資源として、本市にとって貴重な存在である。特別史跡では、これまでも継続的に施設整備を実施してきたが、今後も本質的価値が来訪者に伝わるような整備について積極的に取り組んでいくものとする。

### 4 運営・体制

特別史跡多賀城跡附寺跡の保存・活用を着実に推進し、未来への継承を実現するため、関係機関が役割と責任を明確にし、相互に連携する持続的な運営体制を構築する。

宮城県と多賀城市の協力体制を基軸に、調査・整備・維持管理を効果的に進めるとともに、地域住民、関係団体、民間事業者、ボランティア等との協働を拡充する。

多様な主体の参画により、地域とともに守り育てる管理運営を目指す。